

# 荒川区 地域福祉計画

令和8年度 — 令和13年度

令和8年3月  
荒川区



## 荒川区地域福祉計画の策定に当たって

近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加等により、地域社会の構造が大きく変化しています。このような変化に伴い、老々介護や介護と育児のダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等世帯が抱える課題は複雑かつ複合化しており、従来のような単一な行政分野による支援制度だけでは対応が難しい状況にあります。多様な背景から起こる課題に対し、行政だけで解決するには限界もあることから、地域全体で支え合いと連携による包括的な支援が不可欠となっております。

このような状況は本区においても同様であり、私はこういった課題を解決していくためには、区民や事業者の皆様と行政が連携を一層深め、地域や世代を“つなぐ”取組を推進していくことが大変重要であると考えております。

本区ではこれまでも、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年委員、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、各種ボランティア団体等、様々な団体や機関が自主的な活動を行う中で、地域の課題解決にも御協力を頂いておりました。

今後は、これらの基盤を活かしつつ、地域の皆様と行政とがより一層連携・協働して、包括的な支援体制を構築することを目指し、区の健康・福祉分野の上位計画として、地域保健福祉施策の理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めた「荒川区地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念を、「幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ」と定め、地域の複雑化・複合化した課題の解決に資する施策に取り組んでまいります。

加えて、この計画が目指す「地域共生社会」の実現に向けましては、地域の皆様との連携が不可欠です。計画の内容を御理解いただき、地域を支える活動に積極的に御参加・御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました区民の皆様や関係団体の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。本計画を通じて、地域を支える皆様の力を集結し、誰もが安心して暮らせるまちを実現してまいります。

令和8年3月

荒川区長  
滝口学





# 荒川区地域福祉計画

## 目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方 .....	1
第 1 節 計画策定の背景・目的・趣旨 .....	1
第 2 節 計画の位置付け .....	3
第 3 節 計画の期間 .....	5
第 4 節 計画とSDGsとの関係 .....	6
第 5 節 計画の進行管理 .....	7
第 2 章 地域福祉を取り巻く状況 .....	8
第 1 節 人口構造 .....	8
第 2 節 各分野の対象者等の状況及び動向 .....	12
第 3 節 荒川区政世論調査結果 .....	20
第 4 節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果 .....	22
第 3 章 基本理念と基本方針 .....	24
第 1 節 基本理念 .....	24
第 2 節 基本方針 .....	24
第 3 節 荒川区における重層的支援体制について .....	27
第 4 章 各施策の方向性 .....	33
基本方針 1 つなぎ支え合う地域づくり .....	33
基本方針 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり .....	59
基本方針 3 地域福祉を支える基盤づくり .....	95
資料編 .....	103
1 パブリックコメントの実施結果 .....	103
2 計画の策定経過 .....	111
3 用語解説 .....	115
(本文中に を付けた用語について解説しています。)	





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の背景・目的・趣旨

近年全国的に、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少や核家族化、未婚化の進行に伴う高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加に加え、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会の構造は大きく変化し、老々介護や介護と育児のダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。こうした課題は、誰にでも起こり得る一方、その内容は世帯ごとに大きく異なるため、従来のような一つの行政分野による支援制度だけでは対応が難しい状況が発生しています。

国においてはこうした状況を受けて、平成28(2016)年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。また、平成29(2017)年6月には社会福祉法等が改正され、平成30(2018)年4月からの区市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の努力義務化等が行われました。

令和元(2019)年12月の地域共生社会推進検討会の最終取りまとめでは、地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方であることが示されました。この方向性を基に、令和2(2020)年6月に社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設、令和3(2021)年4月から施行されています。



判断能力の低下した高齢者や障がいのある方の財産管理等を支援し権利を保護する「成年後見制度」は、平成11(1999)年12月施行の民法改正によって導入され、その利用促進を図るため、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されています。高齢化の進展に伴い、成年後見制度を必要とする者の増加が見込まれることから、尊厳のある本人らしい生活の継続に向け、権利擁護支援の推進が重要です。

一方、近年における荒川区では、集合住宅の建設等による人口の流入により、人口は微増傾向で推移しています。高齢者人口も全体でほぼ同様の傾向にありますが、医療や介護の必要性が高まる後期高齢者人口は増加しています。こうした中、今後区においても、老々介護やダブルケア、ヤングケアラー等の課題を抱える個人・世帯が増えていくことが想定されます。また、区の統計資料からは、ひきこもりや児童虐待に関する相談が増えており、地域の課題が複雑化・複合化していることが窺えます。

区においてはこれまでも、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年委員、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、各種ボランティア団体等、様々な団体や機関の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも御協力をいただけてきました。地域における生活課題が複雑化・複合化していく中、今後は、行政と地域の団体等がより連携・協働し、その解決に向けた包括的な支援体制の構築を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの地域における活動を基盤としつつ、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進に向け、「荒川区地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



## 第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく区市町村地域福祉計画として、また、区健康・福祉分野の上位計画として位置付け、区の地域保健福祉の向上のための理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めます。

< 社会福祉法における位置づけ(抜粋) >

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

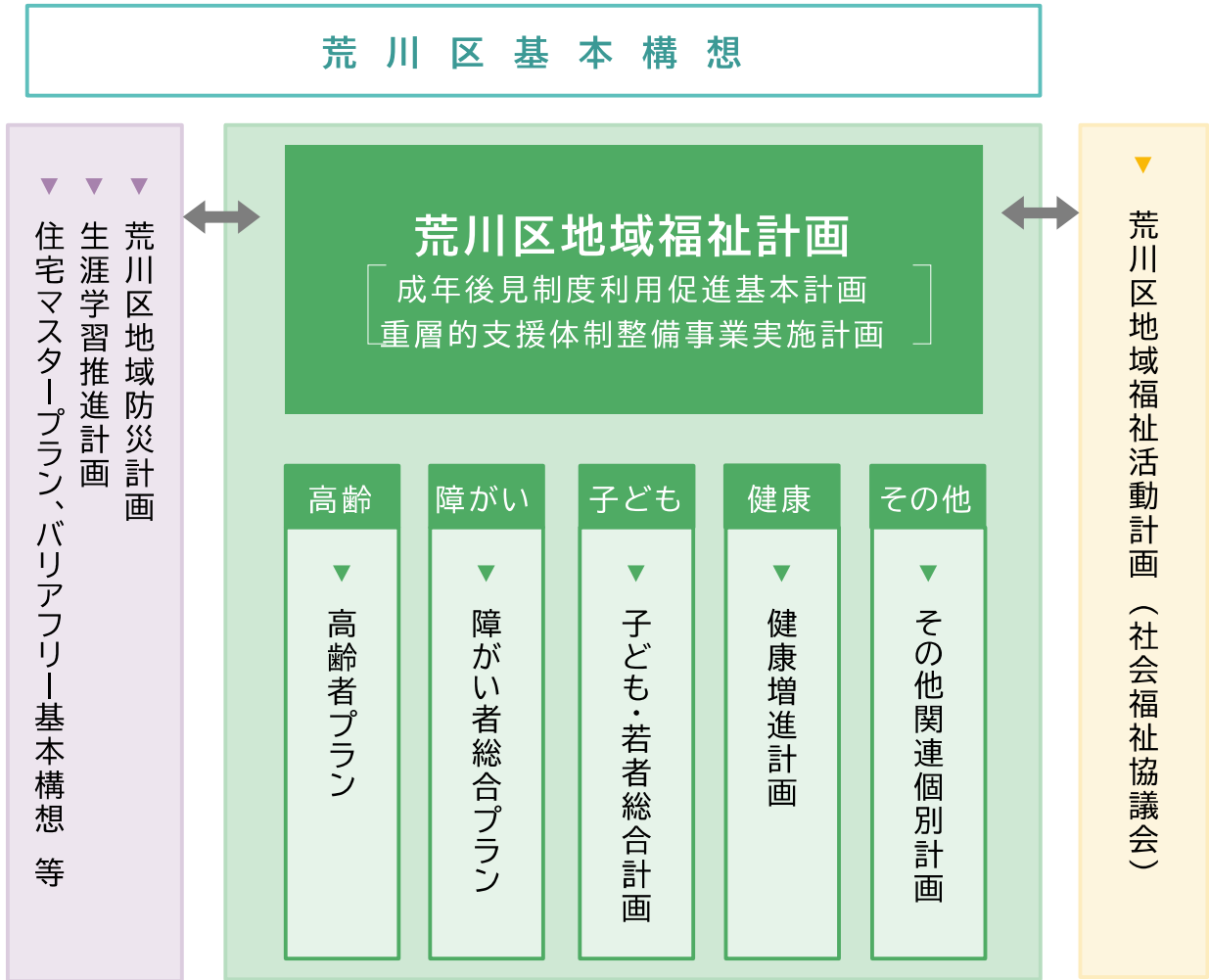
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

具体的な施策や事業等の詳細については、本計画を構成する分野別計画である荒川区高齢者プランや荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等で示すこととします。

子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要です。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、区の地域保健福祉の各分野で共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包します。また、令和3(2021)年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。



■他の計画との関係図





### 第3節 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や、各分野別計画との整合性を図る必要がある場合等、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

各計画の計画期間(予定)

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
地域福祉計画 (6か年)						計画期間											
高齢者プラン (3か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
障がい者総合プラン 障がい者プラン (6か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
障がい者総合プラン 障がい福祉計画 障がい児福祉計画 (3か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
子ども・若者総合計画 (5か年)						計画期間					計画期間						計画期間
健康増進計画 (6か年)	計画期間					計画期間							計画期間				
荒川区地域福祉活動計画 (あらかわ絆・活計画) 荒川社協 (5か年)						計画期間					計画期間						計画期間
東京都地域福祉支援計画 (6か年)						計画期間					計画期間						計画期間



## 第4節 計画とSDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

先進国を含む国際社会が取り組む普遍的な目標として、17のゴール(開発目標)と169のターゲットで構成され、世界全体の「経済」「社会」「環境」の3つの側面を調和させ、貧困や格差を撲滅させる等、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能な社会を実現するための統合的な取組となっています。

我が国においても、平成28(2016)年5月20日に「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月22日には「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGs要素を最大限反映すること」を奨励しています。

本計画においても、このSDGsの理念を踏まえて、様々な施策を推進していきます。

SDGs 17のゴール(開発目標)





## 第5節 計画の進行管理

本計画については、荒川区高齢者プラン、荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等の分野別計画において実施する進行管理の結果や、世論調査の結果等を活用し、PDCA サイクルマネジメントに沿って総括的に進行管理を行うことで、次期以降の計画策定に活かしていきます。

### PDCA サイクル





## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 第1節 人口構造

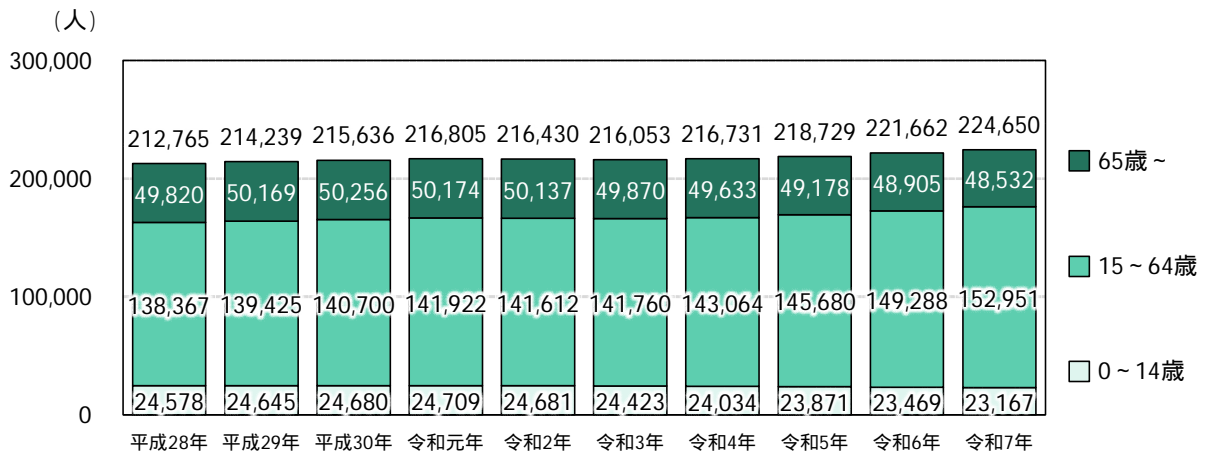
#### (1) 総人口

区の人口は昭和35(1960)年の285,480人をピークに、しばらく減少傾向が続きました。その後、平成7(1995)年の最小値を経て、平成12(2000)年から増加に転じ、平成22(2010)年に再び200,000人を超え、以降、微増傾向となっています。人口増加の要因には、集合住宅の建設等により若い世代が多く流入したこと等があげられます。

直近の区の人口は、令和7(2025)年10月1日現在で224,650人となっています。平成28(2016)年から令和元(2019)年まで微増傾向で推移し、その後、令和4(2022)年まで横ばいで推移していましたが、令和5(2023)年以降は再び増加に転じています。

年齢3区分別の内訳を見ると、生産年齢人口(15~64歳)は概ね増加の一途を辿る一方、年少人口(0~14歳)は令和元(2019)年をピークに緩やかに減少しています。なお、年齢3区分別人口構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### 年齢3区分別人口の推移



各年10月1日現在

第2章に掲載しているグラフや表のうち出典が明記されていないものは、庁内の統計データを基に作成したものです。

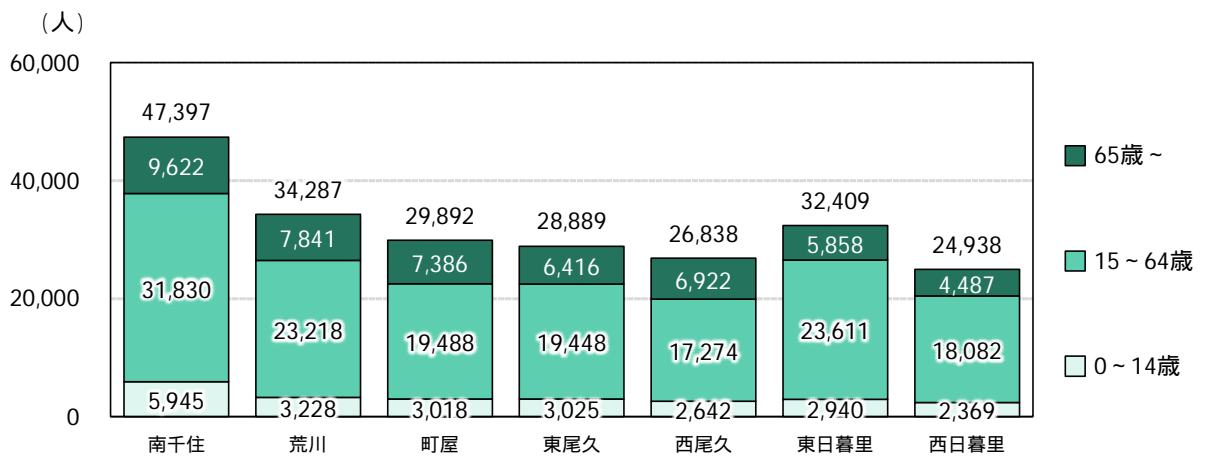


## (2) 地区別人口

区の人口を行政区域(7地区)別で見ると、総人口は地区ごとにばらつきがあり、南千住地区が47,397人で最も多く、西日暮里地区が24,938人で最も少なくなっています。

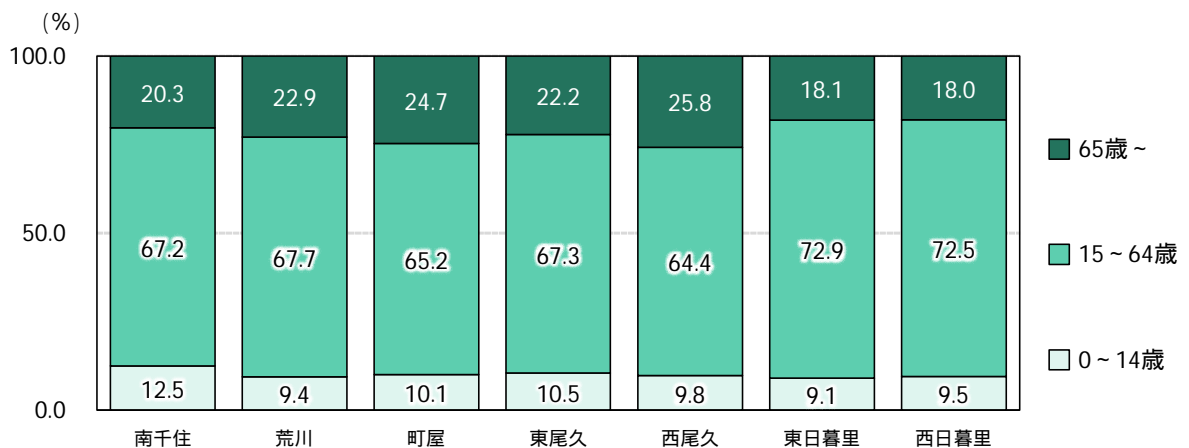
地区別の年齢3区分別人口構成比を見ると、他の地区に比べて、南千住地区は年少人口(0~14歳)の割合が12.5%、西尾久地区は高齢者人口(65歳~)の割合が25.8%と高くなっています。

### 地区別の年齢3区分別人口(令和7(2025)年)



令和7年10月1日現在

### 地区別の年齢3区分別人口構成比(令和7(2025)年)



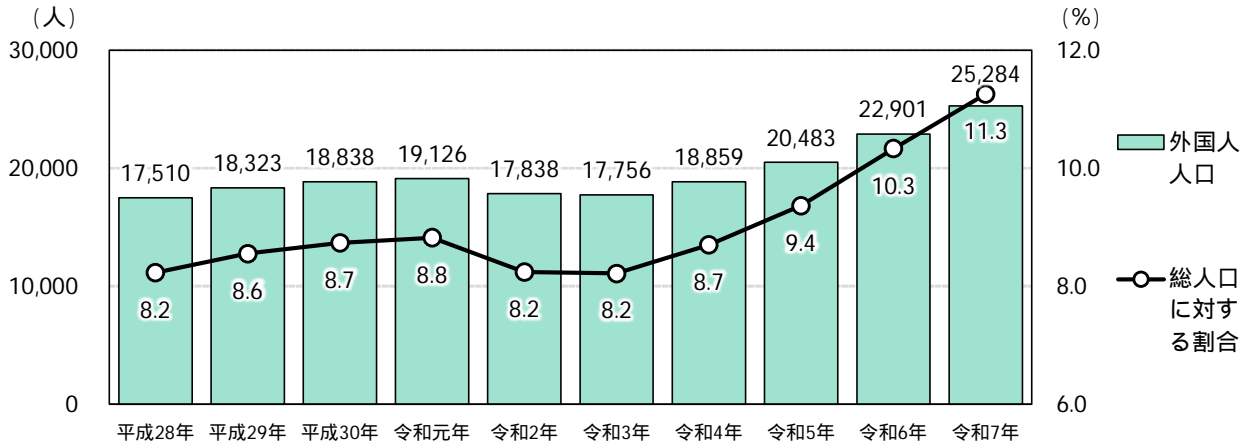
令和7年10月1日現在



### (3) 外国人人口

区の外国人人口の推移を見ると、平成28(2016)年から令和元年にかけて増加傾向にありましたが、令和2(2020)年、令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて一時減少しました。その後は再び増加傾向となり、令和7(2025)年現在では25,284人、総人口に対する割合は11.3%となっています。

外国人人口・総人口に対する外国人人口の割合の推移

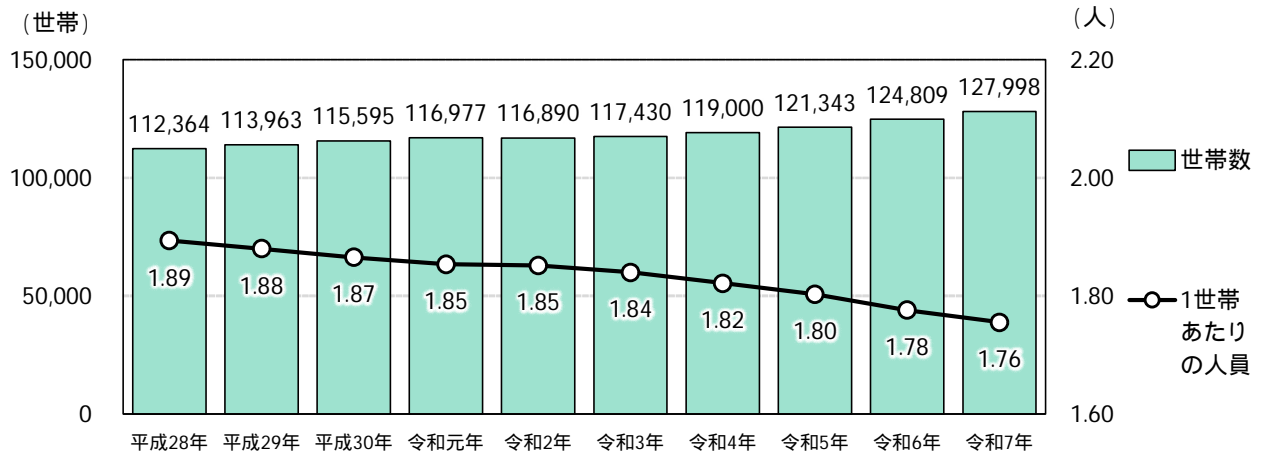


各年10月1日現在

### (4) 世帯数及び1世帯当たりの人員

区の世帯数は増加傾向にあり、令和7(2025)年現在では127,998世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年には初めて1.80人を割り込み、令和7(2025)年現在では1.76人となっています。

世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



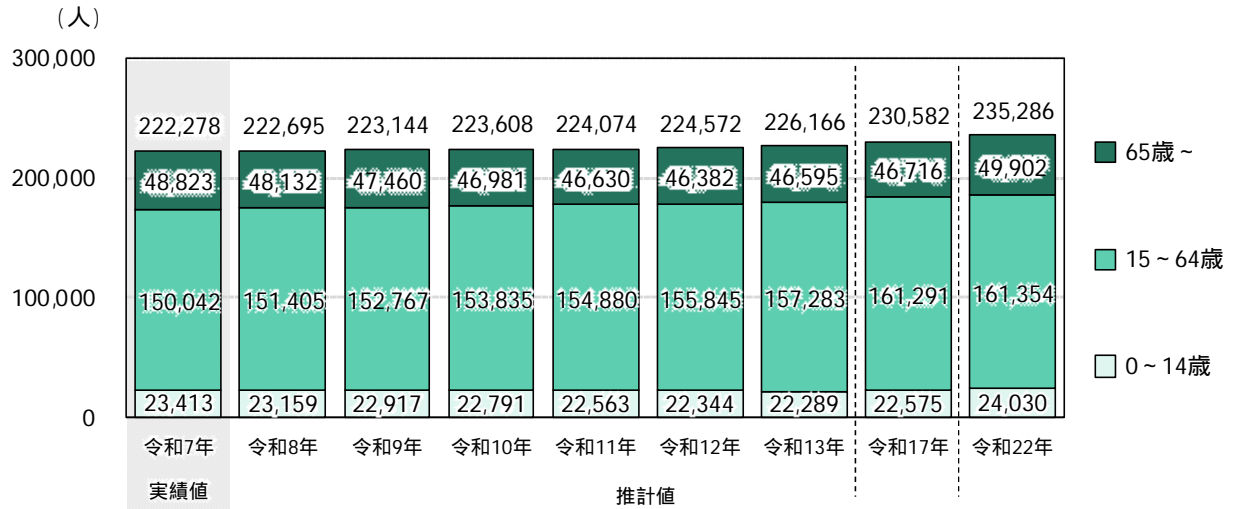
各年10月1日現在



### (5) 将来推計人口

将来推計人口を見ると、人口の変化に関する近年の傾向が続く場合には、区の総人口は微増傾向が継続する見込みとなっています。

#### 将来推計人口 年齢3区分別



令和7年は1月1日現在

#### 将来推計人口 年齢3区分別人口構成比



令和7年は1月1日現在

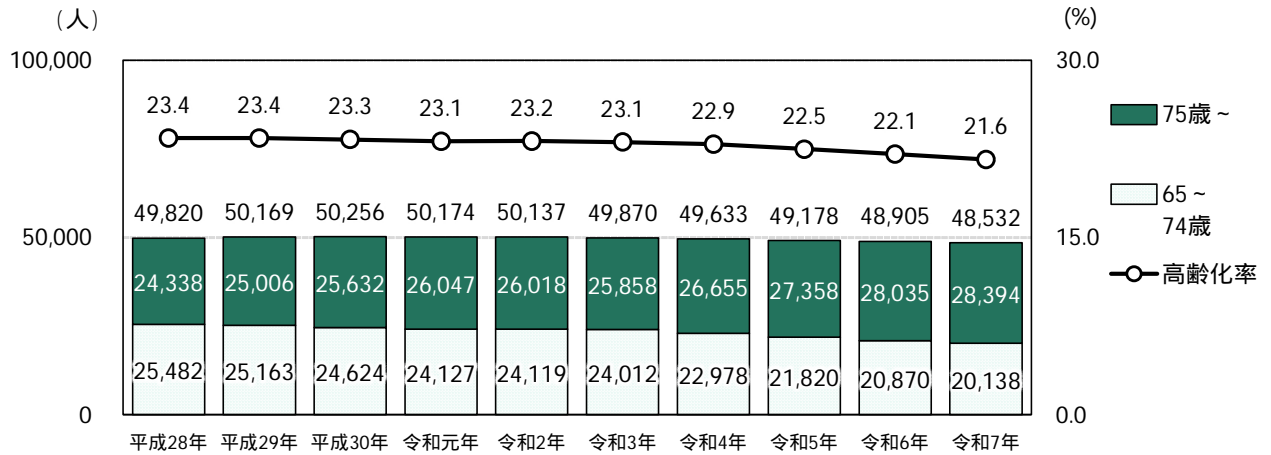


## 第2節 各分野の対象者等の状況及び動向

### (1) 高齢者人口・高齢化率

区の高齢者人口の推移を見ると、全体では平成30(2018)年からは緩やかに減少しており、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は令和7(2025)年度時点で21.6%となっています。高齢者人口の内訳を見ると、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向で推移しています。

高齢者人口・高齢化率の推移

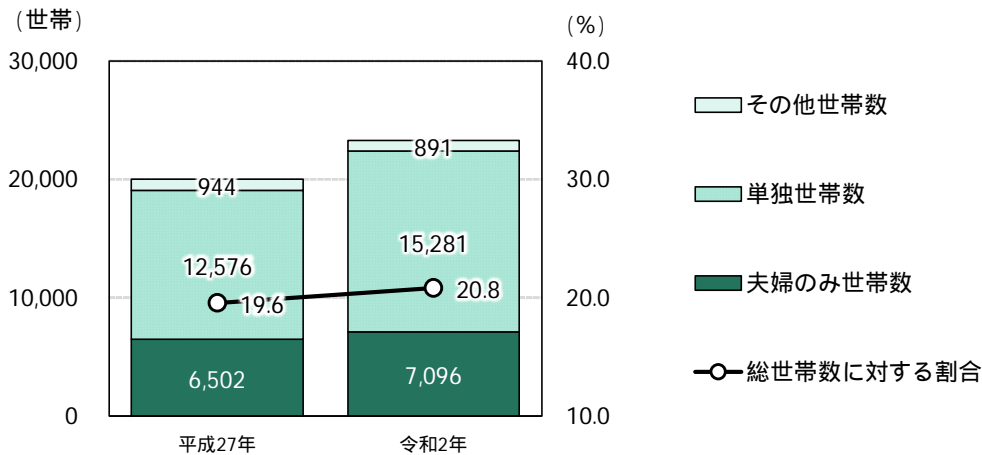


各年10月1日現在

### (2) 高齢者世帯の推移

区の高齢者(65歳以上)世帯員のみで世帯の状況を見ると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、特に単独世帯数の増加が著しくなっています。また、令和2(2020)年では、総世帯数における高齢者世帯員のみで構成される世帯の割合は2割を超えています。

高齢者世帯の推移



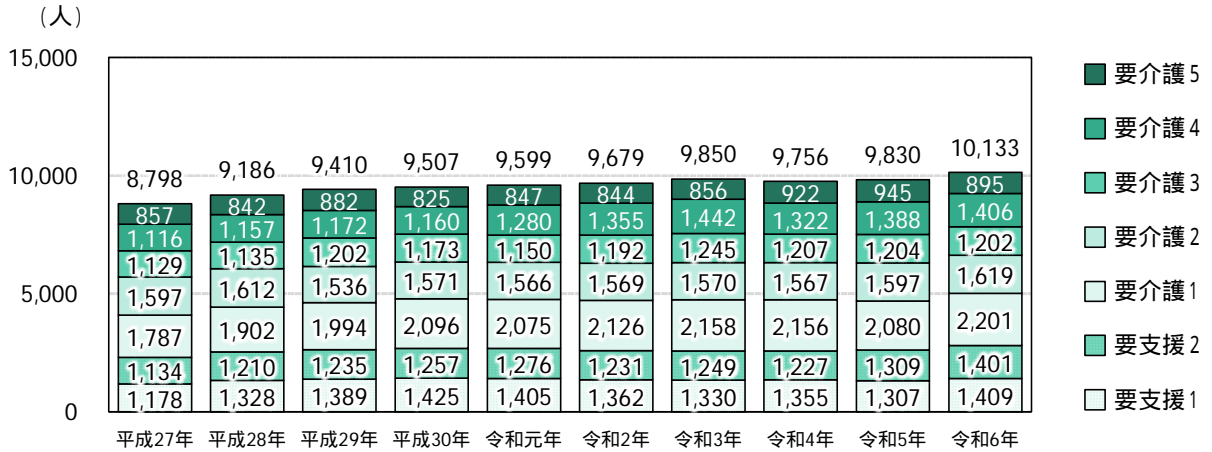
出典: 国勢調査「人口等基本集計」



### (3) 要介護(要支援)認定者数

区の要介護(要支援)認定者数は、令和6(2024)年では10,133人と過去10年間で最も多く、平成27(2015)年の8,798人に比べ1,335人増加しています。介護度別で見ると、特に要介護1が増加しています。

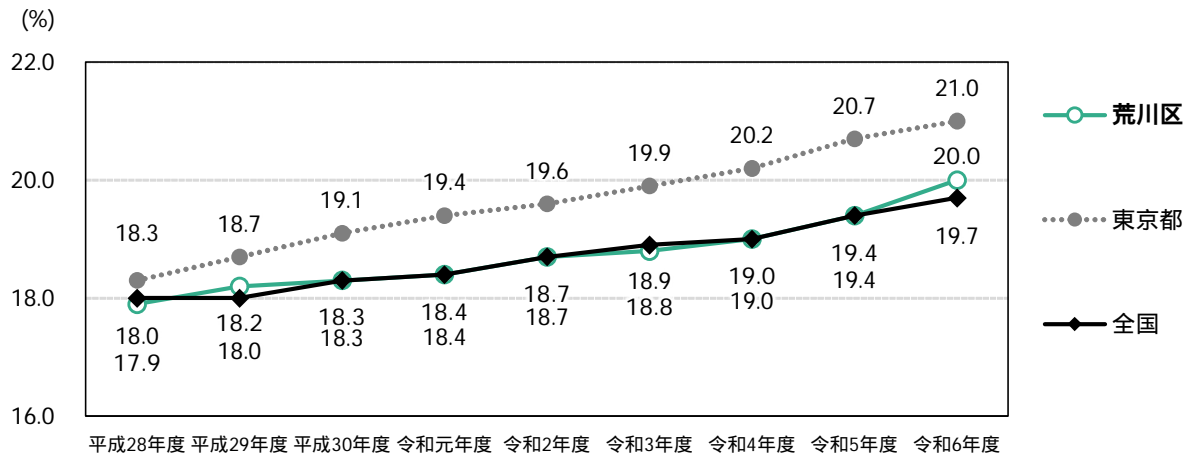
#### 要介護(要支援)認定者数



各年12月末日現在

第1号被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数の割合は、全国的に緩やかに増加する中で、区の割合は都を下回るものの、全国と同程度で推移しています。

#### 要介護(要支援)認定率の推移



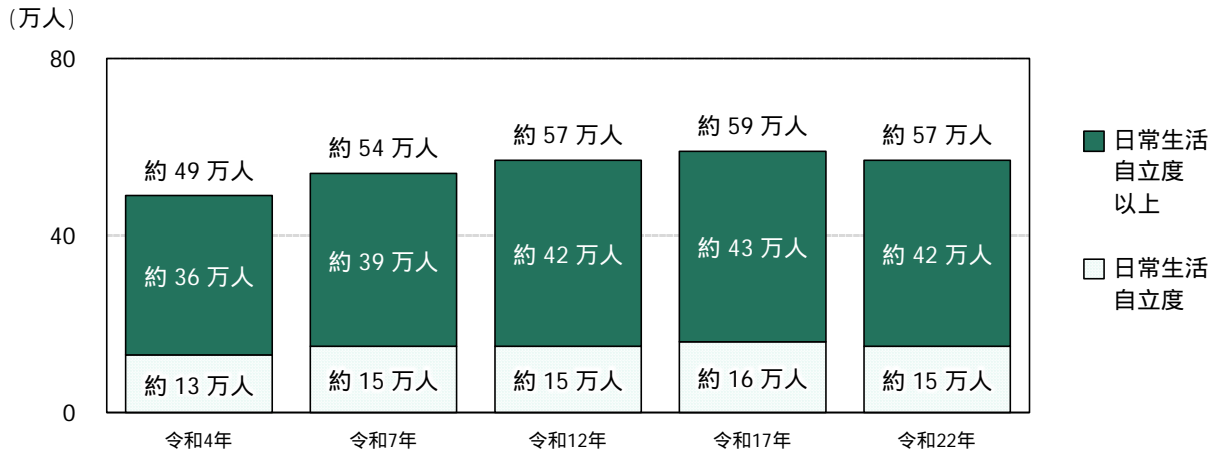
各年度3月31日現在



#### (4) 東京都認知症高齢者数の推計

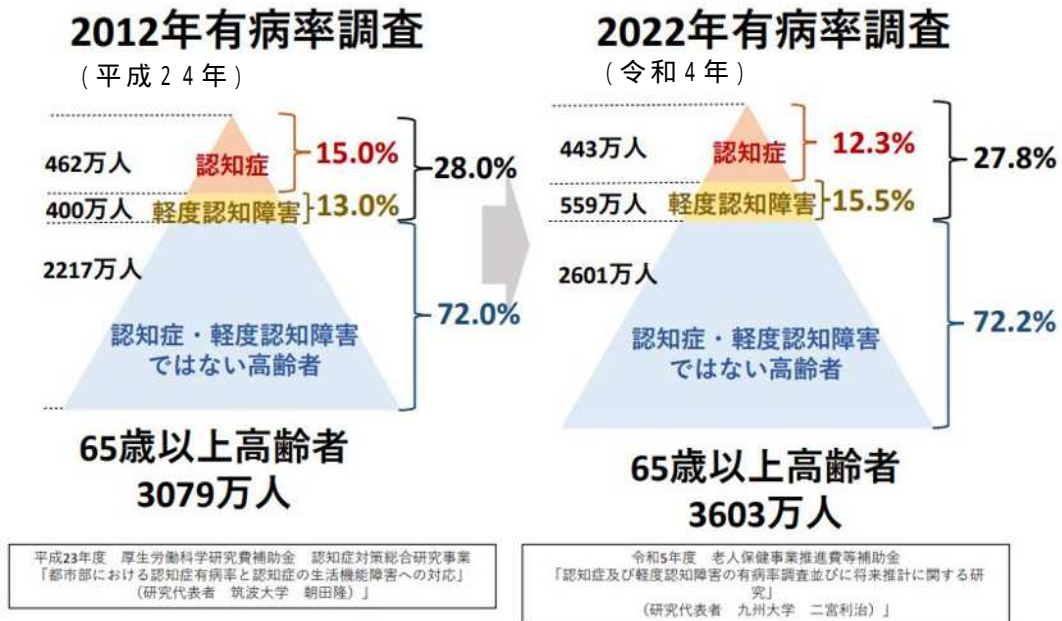
東京都全体の認知症高齢者(自立度 以上)数は、令和4(2022)年は約49万人となっています。その後も増加傾向にあり、令和17(2035)年に約59万人になると推計されています。一方、認知症の有病率調査結果の経年比較においては、平成24(2012)年の15.0%が、令和4(2022)年は12.3%と減少しています。

#### 東京都認知症高齢者数の推計



出典:東京都福祉保健局「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」(令和5年3月)

#### 有病率調査結果の経年比較



出典:厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課「令和7年度認知症セミナー(行政説明資料)」

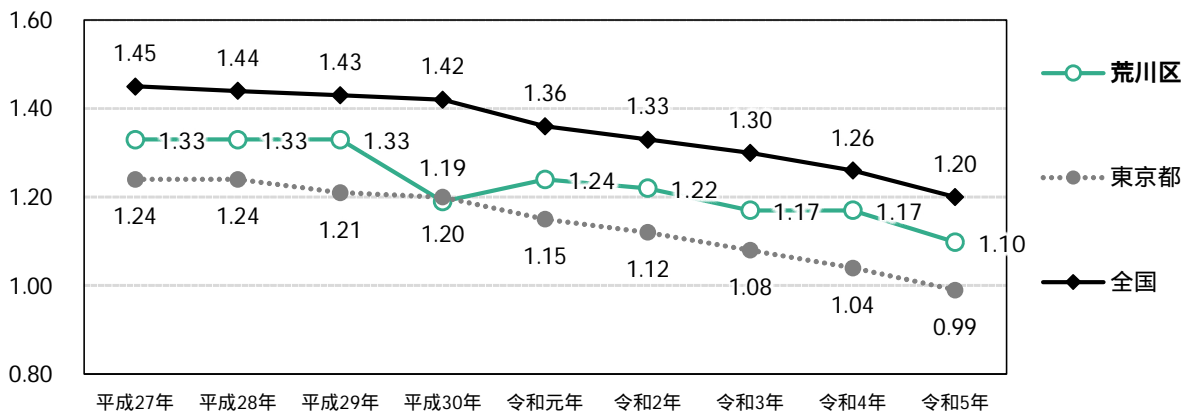


### (5) 合計特殊出生率の推移

区の合計特殊出生率は平成29(2017)年までは横ばいで推移していましたが、その後、減少傾向で推移し、令和5(2023)年現在では過去最低の1.10となっています。

全国、東京都ともに減少傾向であり、区は全国より低く、東京都より高い位置で推移しています。

合計特殊出生率の推移(国・都比較)



出典：[荒川区]東京都保健医療局「人口動態統計」  
[国・東京都]令和5年人口動態調査

### (6) 児童扶養手当と児童育成手当の支給対象児童数

区の児童扶養手当・児童育成手当の支給対象児童数の推移を見ると、いずれも令和元(2019)年度から令和6(2024)年度にかけて減少傾向となっています。

児童扶養手当・児童育成手当の支給対象児童数

年度	(人)	
	児童扶養手当	児童育成手当
令和元年度	1,765	2,310
令和2年度	1,660	2,137
令和3年度	1,525	2,060
令和4年度	1,460	1,973
令和5年度	1,425	1,937
令和6年度	1,351	1,832

各年度3月末日現在

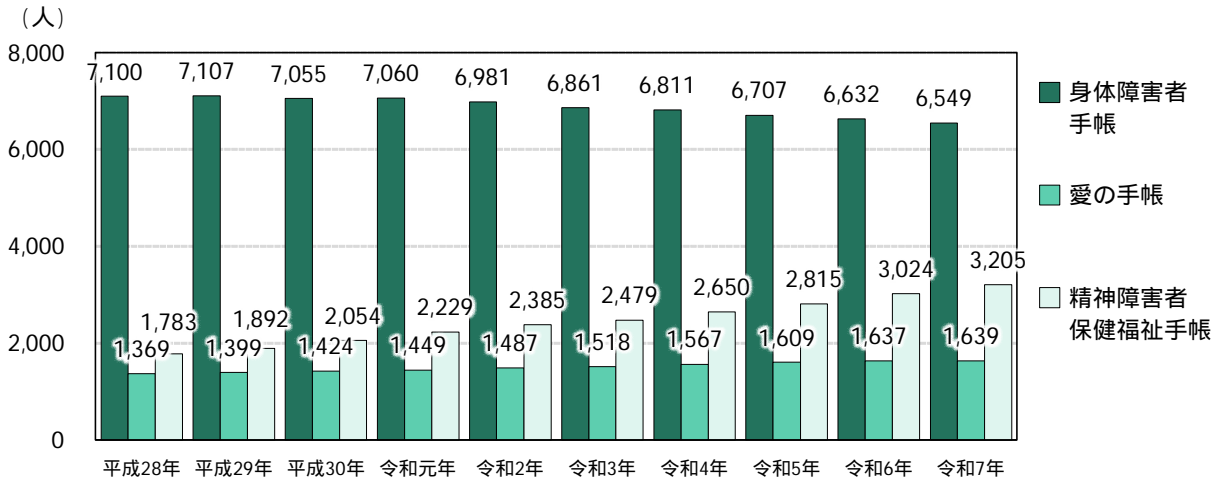


### (7) 障害者手帳所持者数の推移

区の3種の手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にある一方、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。

#### 各手帳所持者数の推移



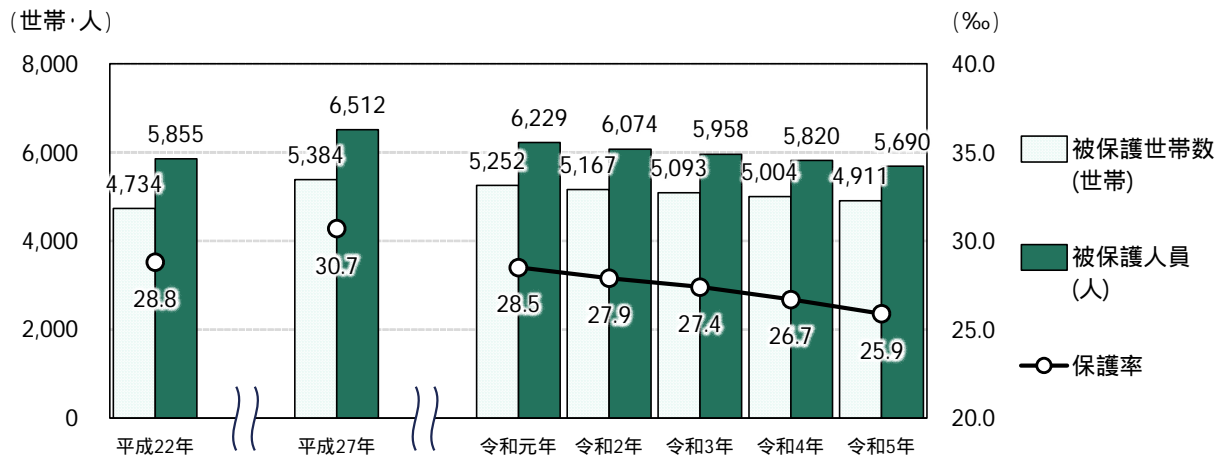
各年3月末日現在

出典：[身体障害者手帳・愛の手帳] 公益財団法人 特別区協議会「特別区の統計」  
[精神障害者保健福祉手帳] 庁内資料

### (8) 被保護世帯数・被保護人員の推移

区の生活保護の被保護世帯及び被保護人員の推移を見ると、平成27(2015)年には被保護世帯数・被保護人員数ともにピークを迎えましたが、令和元(2019)年以降はいずれも減少傾向にあり、令和5(2023)年現在の保護率は25.9%となっています。

#### 被保護世帯数・被保護人員の推移(年度平均)



出典：福祉・衛生行政統計 年報



## (9) 福祉事務所における各種相談状況

区における福祉に関する相談件数を見ると、令和5(2023)年度では73,683件となっています。相談内容別では、「生活相談」や「家庭相談」等の件数は減少傾向にあるものの、「高齢者相談」や「女性相談」等の件数はやや増加傾向にあります。

### 各種相談の推移

(件)						
年度	総数	生活相談	児童相談	ひとり親相談	高齢者相談	身体障害者相談
平成27年度	88,261	58,443	920	1,545	9,083	13,992
平成28年度	85,938	57,387	1,024	1,384	9,791	11,590
平成29年度	91,094	59,199	1,216	2,098	8,998	13,313
平成30年度	86,127	52,326	1,123	2,089	9,520	14,121
令和元年度	80,032	46,497	1,147	1,947	9,343	13,800
令和2年度	68,904	40,431	1,238	1,566	8,578	11,225
令和3年度	69,017	39,660	1,186	1,534	10,461	11,053
令和4年度	71,482	38,179	1,052	1,613	11,701	11,895
令和5年度	73,683	36,071	1,228	1,409	12,732	13,898

年度	知的障害者相談	女性相談	家庭相談
平成27年度	3,466	613	199
平成28年度	3,101	1,414	247
平成29年度	4,977	1,099	194
平成30年度	5,445	1,359	144
令和元年度	5,712	1,461	125
令和2年度	4,448	1,295	123
令和3年度	3,822	1,216	85
令和4年度	5,648	1,301	93
令和5年度	6,552	1,712	81

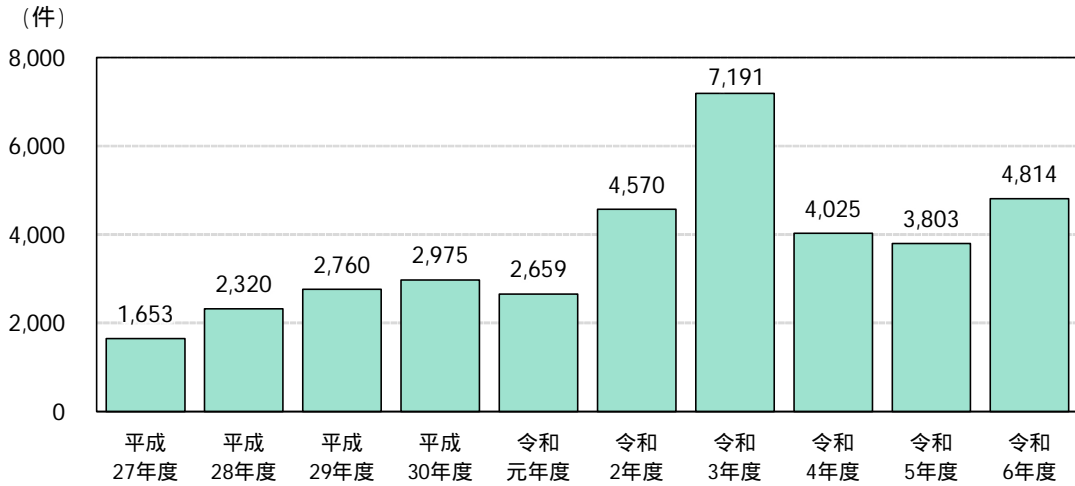
出典：【生活相談件数】庁内統計データ  
【生活相談件数以外】公益財団法人 特別区協議会「特別区の統計」



### (10) 生活困窮等相談支援件数

区の自立相談支援機関においては、生活困窮をはじめ、複合的な課題を抱えた相談が増加傾向にあります。令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の流行等により、相談件数が大きく増加しました。また、令和4(2022)年12月からひきこもり相談窓口を併設し、相談支援を開始したことにより、ひきこもりに関する相談件数が増加傾向にあります。

生活困窮等相談支援件数(仕事・生活サポートデスク相談支援件数)



### (11) 若者相談「わか」における相談内容別受付件数

若者相談「わか」における相談件数を見ると、「自分自身」についての相談が最も多くなっています。電話・メール・区内のふれあい館等での出張相談に加え、令和5(2023)年度からはLINE(ライン)を活用したチャットでの相談を開始し、気軽に相談できる環境を整えています。

相談内容別受付件数

(件)

年度	総数	自分自身	家族	学校・学業	就労	その他
*令和4年度	25	12	4	2	4	3
令和5年度	352	184	92	20	34	22
令和6年度	339	270	25	4	25	15

令和4年度は12月5日以降の実績



## (12) 子ども家庭総合センターにおける相談受案件数

子ども家庭総合センターにおける相談受案件数を見ると、令和6(2024)年度では「児童虐待」についての相談が657件と最も多く、全体の5割程度を占めています。

### 相談受案件数

(件)

年度	総数	児童虐待	養育困難等	保健	障害	非行
令和2年度	1,228	572	232	3	105	17
令和3年度	1,186	477	224	3	142	44
令和4年度	1,052	516	150	1	118	35
令和5年度	1,228	657	162	0	130	23
令和6年度	1,322	657	243	1	103	29

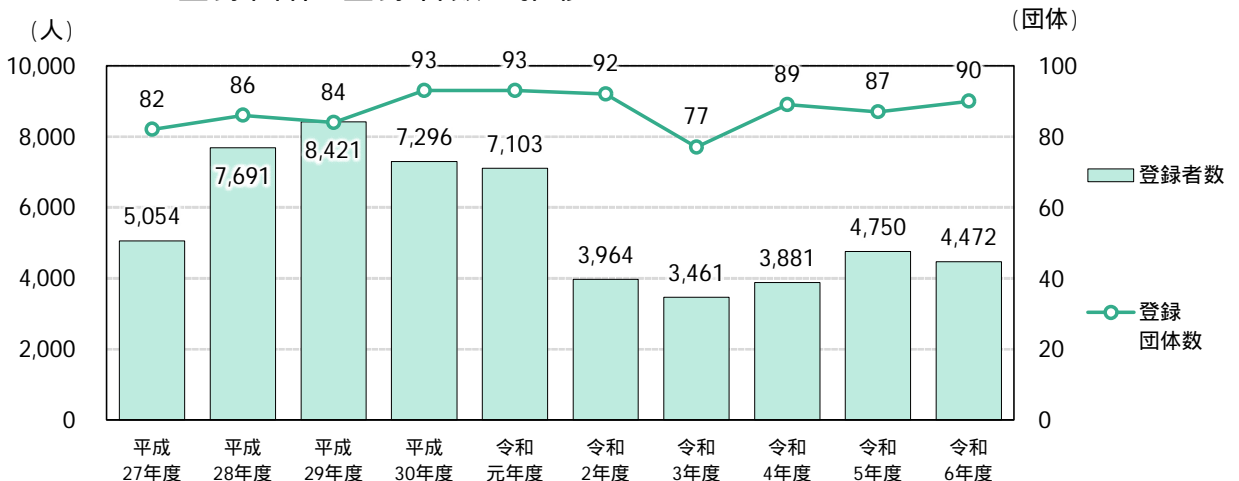
年度	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他
令和2年度	65	32	0	53	149
令和3年度	79	26	0	63	128
令和4年度	80	23	1	36	92
令和5年度	88	21	5	36	106
令和6年度	109	12	0	31	137

## (13) ボランティア登録団体・登録者数

ボランティア登録団体数の推移を見ると、令和3(2021)年度は落ち込んだものの、令和6(2024)年度は、90団体となっています。

登録者数は、平成29(2017)年度に8千人台と高くなっていましたが、その後は減少傾向が続いています。これは、会員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の流行等が原因と考えられます。

### ボランティア登録団体・登録者数の推移





### 第3節 荒川区政世論調査結果

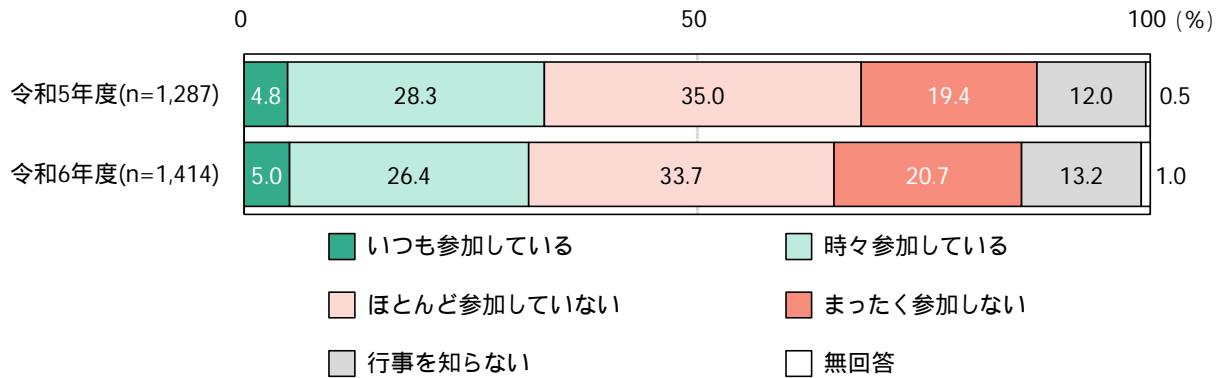
荒川区政世論調査において実施している地域の行事への参加等に関する状況を見ると、参加の割合が減少しています。

#### (1) 地域の行事や活動への参加状況

問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。( は1つだけ)

地域の行事や活動への参加状況を見ると、令和6(2024)年度では「いつも参加している」と「時々参加している」を合わせた《参加している》の割合は31.4%、「ほとんど参加していない」と「まったく参加しない」を合わせた《参加しない》の割合は54.4%となっています。

《参加している》の割合は、令和5(2023)年度調査結果(33.1%)と比較すると1.7ポイント減少しています。

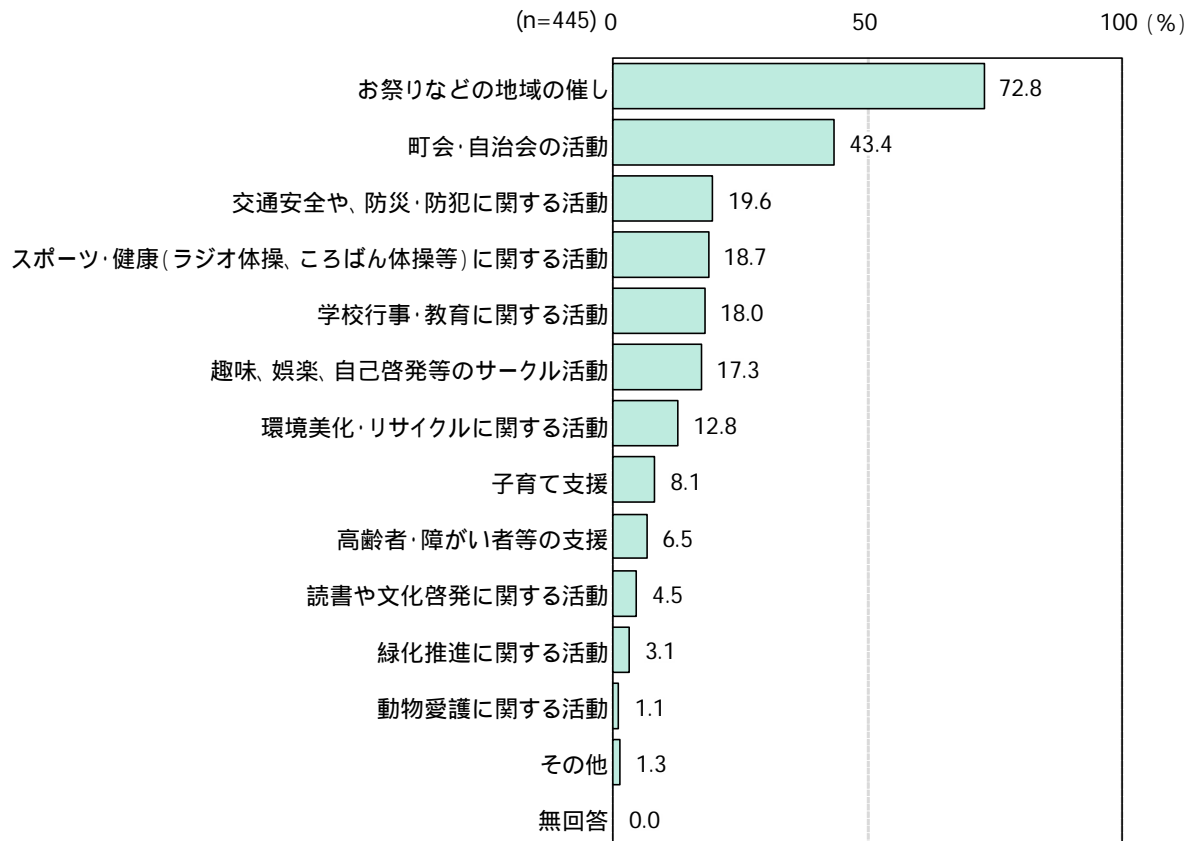




## (2) 参加している地域の行事や活動

問 次のうち、どのようなものに参加していますか。( はいくつでも)

参加している地域の行事や活動について見ると、「お祭りなどの地域の催し」が72.8%と最も高く、次いで「町会・自治会の活動」が43.4%、「交通安全や、防災・防犯に関する活動」が19.6%となっています。



「地域の行事や活動への参加頻度」で

「いつも参加している」「時々参加している」と回答した方のみ聴取

令和6年度



## 第4節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果

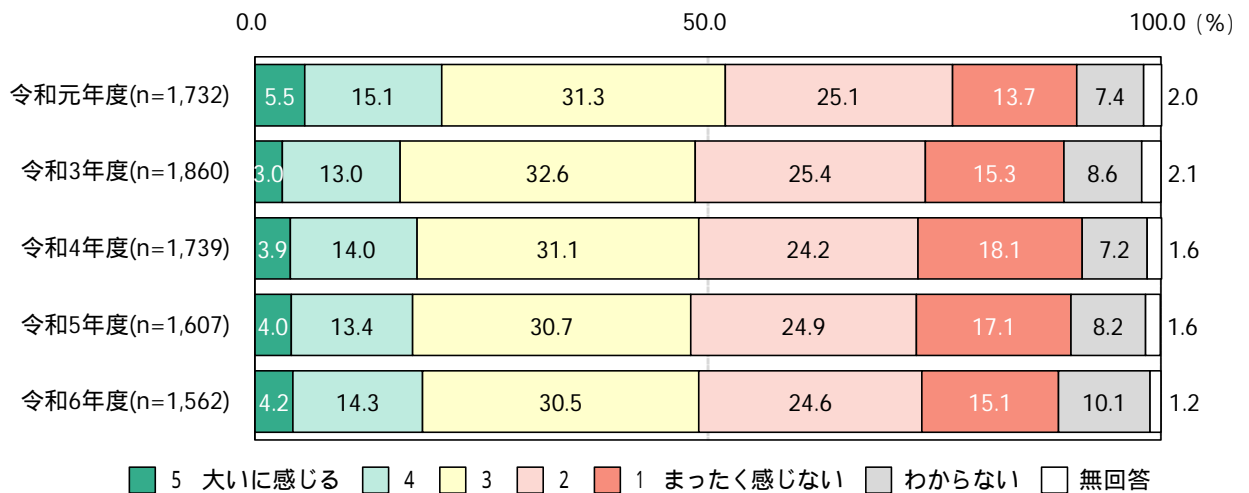
荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果を見ると、地域の方との交流の実感は新型コロナウイルス感染症の流行で減少しましたが、その後以前の水準に戻っています。しかし、地域に頼れる人がいる実感は減少しています。

### (1) 地域の方との交流の充実

問 お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？

お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じるか尋ねたところ、「1」と「2」を合わせた〈感じる〉は39.7%と約4割を占め、「5」と「4」を合わせた〈感じる〉の18.5%を上回っています。

年次推移を見ると、〈感じる〉の割合は、新型コロナウイルス感染症の流行が発生していた令和3(2021)年度に減少しましたが、その後は令和元(2019)年度と同水準となっています。



出典：荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査

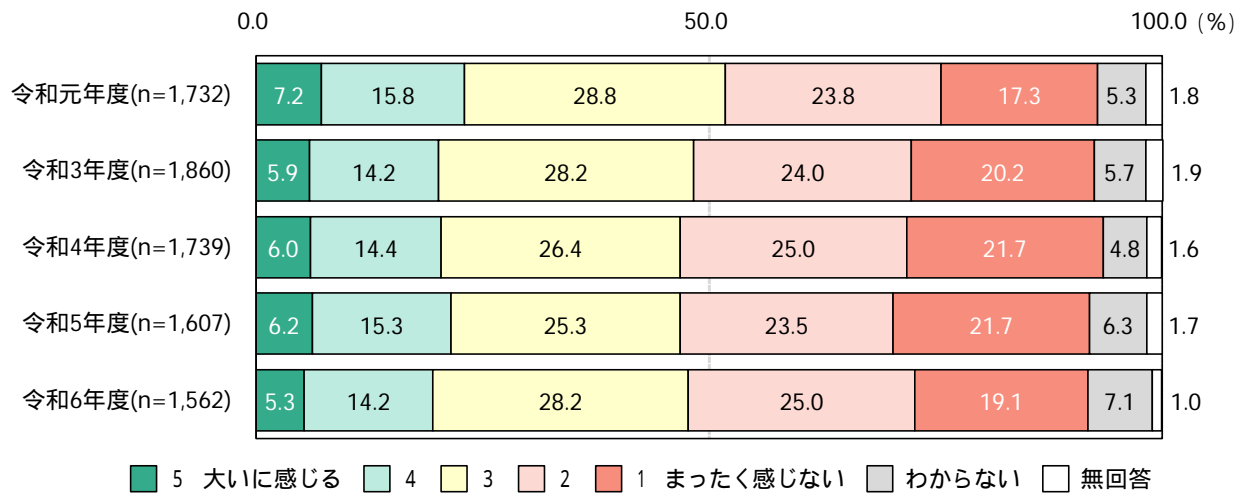


## (2) 地域に頼れる人がいる実感

問 お住まいの地域に頼れる人がいると感じますか？

お住まいの地域に頼れる人がいると感じるか尋ねたところ、「1」と「2」を合わせた〈感じない〉は44.1%と約4割を占め、「5」と「4」を合わせた〈感じる〉の19.5%を上回っています。

年次推移を見ると、〈感じる〉の割合は減少傾向にあり、令和6(2024)年度(19.5%)では令和元(2019)年度の23.0%から3.5ポイント低下しています。



出典: 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査



## 第3章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

今後の地域社会の目指すべき姿は、区民が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」を構築していくことです。  
本計画の基本理念は、区と地域とが協働して実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定めます。

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、  
誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

### 第2節 基本方針

基本理念を実現するために進めていく施策の基本方針は、以下のとおりとします。

#### 1 つなぎ支え合う地域づくり

誰もが集える居場所等を地域の身近な場所に整備するとともに、地域の多様な活動を支援することで、地域の力を育みます。また、地域の課題にいち早く気付き、必要な支援につなげていけるよう、アウトリーチ による相談等を推進するとともに、区と関係団体等との連携を強化して伴走型の相談・支援体制を構築し、つなぎ支え合う地域づくりを進めます。

- (1) 地域の多様な活動の推進 [ 33 ページ ]
  - ボランティア活動・地域活動の支援
  - 高齢者や障がい者の社会参加の推進
  - 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
  - 再犯防止に関する活動の推進
- (2) 身近な地域の居場所づくり [ 42 ページ ]
  - 高齢者のサロン活動の推進
  - 子どもや若者の居場所づくりの推進
  - 誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築 [ 48 ページ ]
  - 地域における見守り・防犯活動の推進
  - 社会福祉協議会等との連携・協働
  - 民間事業者との連携・協働
  - 多文化共生の推進
- (4) 包括的な相談・支援体制の構築 [ 57 ページ ]



## 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

多様化、複雑化する地域の課題や悩み等を抱えた個人や世帯のニーズに対応し、それらの解決や改善を図るため、福祉や保健の分野に限らず、関連する様々な制度やサービス等の狭間を埋め、重なるようにつないで必要に応じた支援を届け、安心して暮らし続けられる地域をつくっていきます。

また、地域に暮らす方々の権利が守られ、お互いに信頼し、尊重し合い、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。

- (1) 住宅確保要配慮者への支援 [ 59 ページ]
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 [ 62 ページ]
- (3) 多様な地域生活課題への対応 [ 64 ページ]
  - 高齢者への支援
  - 障がい者(児)への支援
  - 子ども・子育て家庭・若者への支援
  - ケアラーへの支援
  - ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
  - 在宅医療に関する支援
  - 自殺対策
  - 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画) [ 83 ページ]
  - 権利擁護に関する総合的な取組
  - 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進 [ 93 ページ]

## 3 地域福祉を支える基盤づくり

福祉分野を支え、サービスを担う人が働きやすく、働く意欲を持てるような環境づくりと、提供するサービスの質が維持・向上されるよう、組織の育成や支援を行います。

- (1) 福祉人材の確保・定着・育成 [ 95 ページ]
- (2) 福祉サービスの質の向上 [ 97 ページ]
- (3) デジタル技術の活用等 [ 99 ページ]
- (4) バリアフリーの推進 [ 100 ページ]



## 施策体系図

### 基本方針

1

つなぎ支え合う地域づくり

- (1) **地域の多様な活動の推進**  
ボランティア活動・地域活動の支援  
高齢者や障がい者の社会参加の推進  
民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援  
再犯防止に関する活動の促進
- (2) **身近な地域の居場所づくり**  
高齢者のサロン活動の推進  
子どもや若者の居場所づくり  
誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) **地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築**  
地域における見守り・防犯活動の推進  
社会福祉協議会等との連携・協働  
民間事業者等との連携・協働  
多文化共生の推進
- (4) **包括的な相談・支援体制の構築**

### 基本方針

2

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

- (1) **住宅確保要配慮者への支援**
- (2) **生活困窮者への総合的な支援体制の整備**
- (3) **多様な地域生活課題への対応**  
高齢者への支援  
障がい者（児）への支援  
子ども・子育て家庭・若者への支援  
ケアラーへの支援  
ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援  
在宅医療に関する支援  
自殺対策  
社会的孤立をなくすための支援
- (4) **権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)**  
権利擁護に関する総合的な取組  
成年後見制度の利用促進
- (5) **災害時要配慮者対策の推進**

### 基本方針

3

地域福祉を支える基盤づくり

- (1) **福祉人材の確保・定着・育成**
- (2) **福祉サービスの質の向上**
- (3) **デジタル技術の活用等**
- (4) **バリアフリーの推進**

重層的支援体制の整備



### 第3節 荒川区における重層的支援体制について

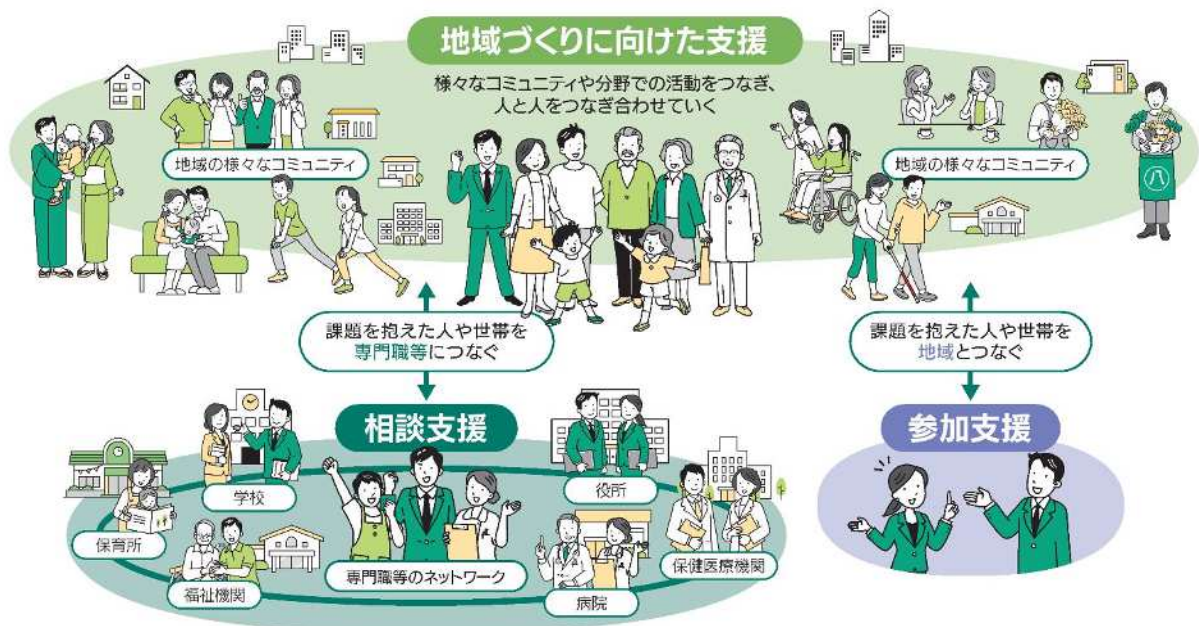
#### (1) 重層的支援体制整備事業とは

これまでの社会福祉における制度・政策においては、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、要介護・虐待・生活困窮といった課題ごとに制度を設け、現金・現物の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、支援の充実を図ってきました。

しかしながら、昨今、人口減少や少子化・高齢化をはじめとする社会構造の著しい変化などに伴って人々の暮らしにおける困りごとは複雑化・複合化しており、社会的孤立など既存の制度の対象になりにくいケースや、いわゆる8050問題 やダブルケア のような個人・世帯が生活上の課題を複数抱える場合においては、課題ごとの対応に加え、課題全体を捉えて支援をすることが必要なケースなど、支援ニーズの変化が明らかになっています。

このような背景から、国においては、包括的な支援体制の整備に向け、令和2(2020)年の社会福祉法改正により、令和3(2021)年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業では、従来の相談・支援等の取組を生かしつつ、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、地域や住民同士の支え合いの輪を広げ、暮らしの身近なところで困りごとに気づき支え合える地域づくりといった、分野横断的な取組を一体的に展開することにより、地域共生社会の実現を図ることとしています。

重層的支援体制整備事業の全体像





## (2) 区における重層的支援体制整備の考え方

区ではこれまでも、「区民一人一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまち」「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、様々な取組を進めてきました。

一方で、支援を行う関係部署のヒアリングでは、「個人だけではなく、世帯全体が複合的な課題を抱えている場合がある」「課題が表面化しないまま、複雑化・困難化が進んでしまう場合など、必要な支援へつなげることが困難な場合がある」「継続的かつ伴走的な支援を必要とする課題を抱えた方への支援に限界がある」「対象者の属性や分野ごとに支援を提供する体制においては、それぞれの部門における支援に切れ目があり、継続的な支援を必要とする対象者への支援が困難である」「支援に関わる知識理解を深めるなど、支援者一人一人の支援力の向上を図る必要がある」といった多様な課題が指摘されました。今後、支援体制上の連携を一層円滑にすることや、伴走的な支援が可能となるような支援体制の充実が必要です。

区ではこのような課題の解消を目指し、複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯の支援を一層円滑に進めることができるよう、令和8(2026)年度から重層的支援体制整備事業を実施し、区における地域共生社会の推進を図ります。

区が進める重層的支援体制整備事業においては、「受け止め、つながり、支え合う、あらかわ」をスローガンとして掲げ、区全体で包括的な支援体制の構築を図り、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。



### (3) 実施事業の概要と提供体制

「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を推進するために、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業における5つの事業について、次のとおり一体的に実施することで事業効果を高めます。

#### 包括的相談支援事業

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の各相談機関において、相談者が抱える困りごとを包括的に受け止め、課題や支援の必要性に応じて関係する窓口や支援機関と連携して対応するなど、多角的に相談支援を実施します。

#### (主な相談支援機関)

分野	相談支援機関、事業、窓口等の名称	
高齢	地域包括支援センター	
	おとしよりなんでも相談窓口	
障がい	障害者基幹相談支援センター	
	身体・知的障がいについての相談窓口	
子ども・母子保健	利用者支援事業	子育て情報提供窓口
		保育コンシェルジュ(入園相談窓口)
		子ども家庭総合センター相談窓口
		健康推進課相談窓口(妊婦等包括相談支援等窓口)
若者	若者相談「わっか」	
女性	女性相談	
生活困窮	生活にお困りの方の相談(生活保護)	
	仕事・生活サポートデスク(自立相談支援機関)	
その他	こころの健康相談	
	ひとり親・家庭相談	
	あらかわひきこもり支援ステーション	

表中の の付いた事業等は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。その他は、区における主な福祉的相談窓口です。

#### 参加支援事業

社会参加に向け既存の事業などでは対応できない支援対象者に対し、社会とのつながりを生むため、個々の支援対象者のニーズを踏まえた地域の社会資源とのマッチングや、参加支援に向けたメニューづくりを行うことで、支援対象者の社会参加の定着支援等を行います。また、既存のコミュニティや居場所のほか、地域の社会資源の発掘・整備にも取り組みます。



### 地域づくり事業

これまで各分野で推進してきた地域の居場所づくりなどに関する取組を引き続き実施するとともに、属性や世代を超えて交流できる場や居場所について充実を図り、地域における活動の活性化を図ることで、地域の中での支え合いの輪の拡大を目指します。

(主な事業)

分野	事業名	取組内容
高齢	地域介護予防活動支援事業	地域住民が主体となって介護予防に取り組む団体の創設を支援し、団体が自立した活動を行えるよう伴走支援を行っています。また、活動を通じて、相互にみまもり合う地域づくりを推進しています。
	生活支援体制整備事業	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で、多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
障がい	地域活動支援センター事業	・スクラムあらかわにおいて、障がいのある方に、創作活動や生産活動、社会生活訓練の場を提供しています。 ・たんぽぽセンターにおいて、原則、障害者手帳をお持ちの18歳～64歳の方で介護保険の対象ではない方に、機能訓練の提供や、中途障がい、高次脳機能障がいの相談及び生活訓練を行っています。
子ども	地域子育て支援拠点事業	0歳～概ね3歳未満の乳幼児及び保護者に対して、身近な場所に交流とつながりを持つ場を提供します。
その他	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	荒川区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターにより、「ふれあい粋・活サロン」の開催に係る支援を行うほか、地域の居場所づくりや地域活動の活性化に向けた支援を実施します。

表中の の付いた事業は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。



#### アウトリーチ 等を通じた継続的支援事業

困りごとを抱えながらも相談機関に相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、訪問等によるアウトリーチ を行い、適切な相談支援や参加支援につなげることで、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにつなげます。

#### 多機関協働事業

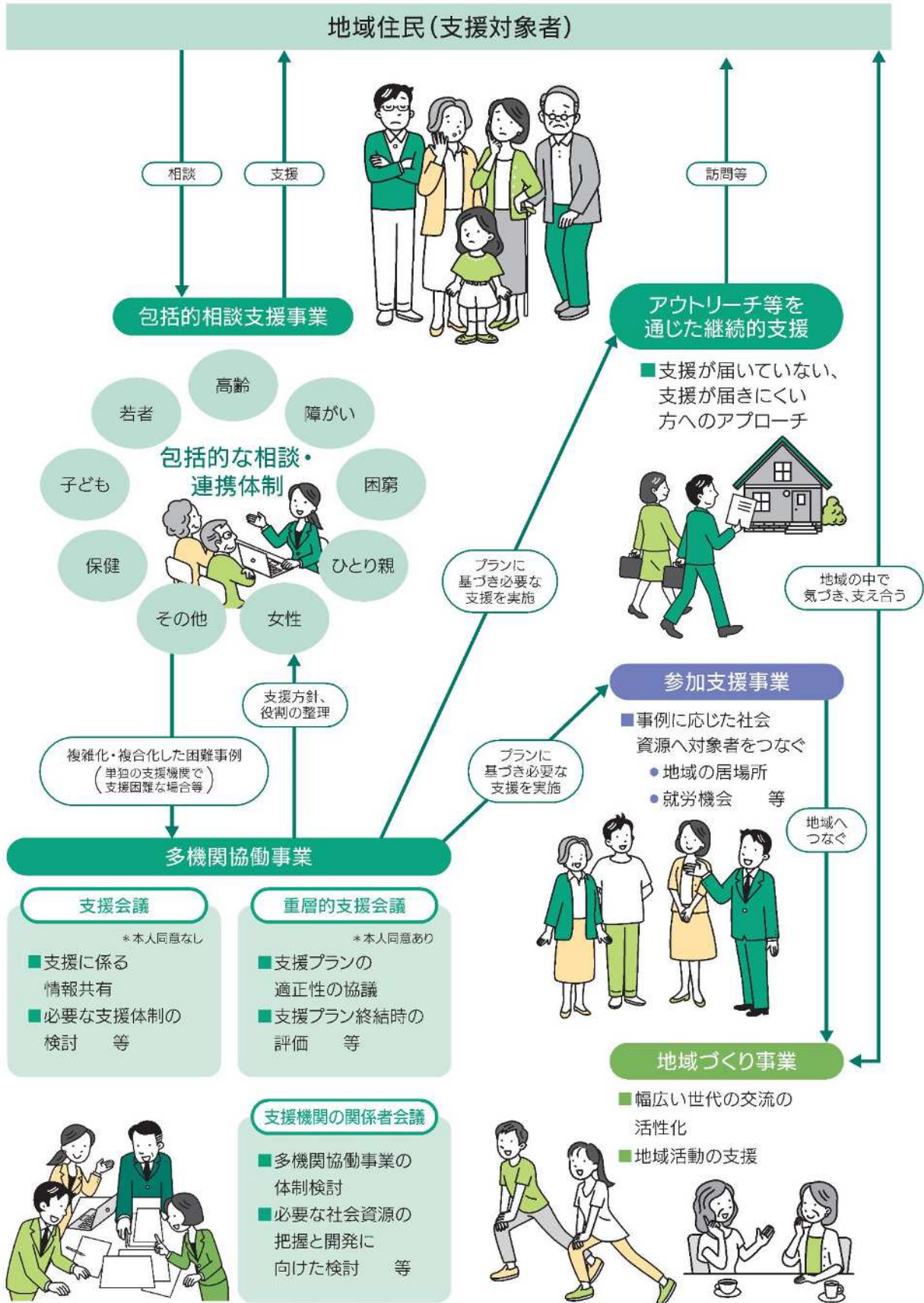
各分野における単独の相談支援機関のみでは対応が困難となる、課題が複雑化・複合化した事例に対し、支援の方向性や支援に係る関係機関の役割分担を整理するなど、課題の解決に向けた事例全体の調整を行います。調整に当たっては、主に関係機関同士の情報共有や支援方針の検討を行う支援会議や、重層的支援対象者の支援プランの検討等を行う重層的支援会議において連携・協議します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めます。

### (4) 区における重層的支援体制整備に係る事業評価・見直し

関連する分野別計画に基づく既存の取組の進捗状況を踏まえながら、包括的な支援体制に係る関係者会議等を通じて、重層的支援体制整備事業における各事業の取組状況や方向性を定期的に確認し、効果的な支援につなげるための実施体制の見直しや新たな取組の必要性について検討を行っていきます。



# 区における重層的支援体制整備事業のフロー図





## 第4章 各施策の方向性

### 基本方針1 つなぎ支え合う地域づくり

#### (1) 地域の多様な活動の推進

##### ボランティア活動・地域活動の支援

###### 主な取組

事業名等	内容
荒川ボランティアセンター	誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、以下の取組を進めています。 ・様々な立場の人々や団体、機関を「つなく」 ・ボランティア活動や地域活動を「ひろめる」「ささえる」 ・福祉や共生社会、心のバリアフリー等を「まなぶ」 また、同センターでは、小学生から大人までを対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供しています。
生涯学習センター	区民が学びを通して人や地域とつながるための機会をつくり、地域への関心を深めるとともに、主体的に生涯学習活動や地域活動に取り組めるよう支援を行っています。
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座	認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症のある人やその家族等を支える地域づくりを進めています。
荒川ころばん体操・ばん座位体操リーダー養成講座	区民の健康増進を目的として、区と都立大学で共同開発したオリジナルの体操を区民に広めていただける方を養成しています。
住民主体の地域介護予防活動（地域パートナーの会）への支援	地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し、運営経費を助成しています。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです。



## 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、ボランティアの登録者数が減少傾向にあるため、ボランティアの魅力や意義を広く発信し、より多くの方にボランティアへの関心を持っていただく必要があります。

地域活動に参加しやすい環境づくりに向けては、生涯学習を通じた区民への情報提供や、活動の場の提供等も充実させていく必要があります。

地域に愛着を持ち、地域活動に取り組む意識が醸成されるよう、子どもたちにもボランティア活動への参加機会を提供していくことが必要です。

- ボランティア活動や地域活動の中には、高齢者や障がい者の方々の生活の質を支えているものも数多くあり、こうした活動が継続していけるよう支援を充実していく必要があります。

## 今後の方向性

地域の様々な課題に対応している団体の活動を区民に広く紹介していくとともに、これまでボランティア活動や地域活動に携わったことがない方も参加できるような環境づくりを進めるため、荒川区社会福祉協議会等と連携して、団体への助言や支援を行っていきます。

子どもたちが参加しやすい活動や、親子で参加できる活動など、提供するプログラムの内容を工夫し、子どもの頃から地域活動へ興味を持ち、参加を促せるよう取り組んでいきます。

ボランティア活動や地域活動に関する養成講座を実施するほか、活動を行っている個人や団体の情報交換、交流等ができる機会や場所を提供することで、ボランティア活動の参加者の裾野を広げていきます。

### 【社会福祉協議会】とは

「地域福祉活動の推進を図る」中核組織として社会福祉法に規定されています。地域に支えられる“公共性”と、民間としての“自主性”という二つの側面を持った、非営利の団体です。地域に暮らす住民の皆様をはじめ、町会・自治会、民生・児童委員、行政、福祉・保健・医療・教育など関係機関の参加及び協力のもとで、「福祉の街づくり」を実現するため、地域の特性に応じた活動から、全国的な取組まで、幅広い様々な福祉事業を行っています。



## 高齢者や障がい者の社会参加の促進

### 主な取組

事業名等	内容
住民主体の地域介護予防活動（地域パートナーの会）への支援（再掲）	地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し、運営経費の助成等を行っています。
荒川シルバー大学への支援	教養や趣味の講座等を行うシルバー大学に対し、運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、学習意欲や仲間との出会いを促し、心身ともに健康な生活の実践を支援しています。
シルバー人材センターへの支援	運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、安定的な経営を確保し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を促進しています。
高年者クラブへの支援	区内各地域においてボランティアや健康増進等の活動を行っている高年者クラブと、高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、高齢者の社会参加を支援しています。
アクロスあらかわ	障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点として、また、障がいのある方・ない方の枠を超えた様々なコミュニケーションの場としての事業を推進しています。
支援センターアゼリア	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会参加を促進するとともに、地域交流の場を提供しています。



事業名等	内容
障害者就労支援センター (じょぶ・あらかわ)	就労を希望する障がい者の一般就労に向けて、就労面、生活面の支援を一体的に提供しています。また、就労中の方に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者の文化芸術活動の促進	生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務を含む。)

### 現状と課題

高齢者や障がい者が「支えられる」だけではなく、「支える」立場となって活動できる場を拡充していく必要があります。

住民や地域団体が主体となって、高齢者の健康増進や生きがいづくりに寄与する事業等を実施しており、区ではこの活動を支援していますが、各個人が希望する活動に円滑に結び付け、社会参加へのモチベーションを高めていけるようにしていく必要があります。

一部の団体においては参加者等が減少しているほか、活動の場の確保が難しくなっている状況も生じていることから、事業の内容や運営方法等を工夫していく必要があります。

### 今後の方向性

当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場としても参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。

参加者の希望に添えるよう、活動内容についての情報提供を強化するとともに、様々な事業と利用者をマッチングさせる仕組の構築を進めていきます。

高齢者や障がい者のニーズを踏まえ、オンラインでの参加が可能な事業を実施するなど、より多くの方に参加していただける事業の実施に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。



## 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援

### 主な取組

事業名等	内容
民生委員・児童委員の活動支援	委員の活動に要する事務費等の支援及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整えています。
町会・自治会の活動支援	町会・自治会の活動に要する事務費等や町会会館に対する支援を行うとともに、町会活動への参加促進を図る施策を行っています。

### 現状と課題

社会構造が変化し、人々の生活課題も多様化する中で、区民と行政との橋渡し役を担う民生委員・児童委員の活動の重要度は増している一方、各委員の負担も増大しており、十分なサポートが必要です。

地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や、民生委員・児童委員の役割や活動内容についてあまり知られていないことで、新たな委員のなり手不足等の問題が生じています。活動しやすい環境づくりや、区民の理解を深め、関心を持てるような周知活動が必要です。

区が行政サービスを実施していく上で、町会等を通じて情報提供や協力依頼などを行うことも多いことから、町会未加入者への情報提供等について、どのようにカバーするかが今後の課題となっています。

地域のコミュニティ形成が多様化する中で、町会等が担う役割は重要となっていますが、町会等が中心となり地域全体で取り組む必要がある防犯・防災活動や環境問題等の活動において、地域住民の参加協力が十分とはいえない現状もあり、地域力の向上を図る上で、町会等に対する支援は重要となっています。



## 今後の方向性

委員となっただけの方を増やしていけるよう、民生委員・児童委員の役割や活動内容を分かりやすく区民に周知していきます。

民生委員・児童委員の負担を軽減するため、依頼業務の見直し、関係機関との連携の強化等、委員の声を聴きながら活動環境を整えていきます。

地域の安全や安心が町会・自治会の活動により支えられていることを区民に広く周知し、加入者離れを防止するとともに、町会・自治会の活動が安定的に進められるよう、必要な支援を継続して行っていきます。

### 【民生委員・児童委員の日々の活動】

民生委員・児童委員は、担当区域に住む方の生活上の心配事や困りごとについての「相談相手」となり、相談内容に応じて地域の方が適切な支援を受けられるよう、行政や専門機関などへ「橋渡し役」を担います。

#### 日々の見守り活動

高齢者みまもりネットワークの登録者を対象に訪問・声かけを行う「ひと声運動」に協力しています。

#### ふれあい絆・活サロンへの協力

区内各所で行われている「ふれあい絆・活サロン」の運営に協力し、居場所や相談の機会を提供しています。

#### 双子の会

主任児童委員(子どもや子育てに関することを専門的に担当する委員)が主催している、双子・三つ子等を育てている保護者のための交流の場です。育児の息抜きの場や友達づくりの機会として、区内3か所で開催しています。



## 再犯防止に関する活動の推進

### 主な取組

事業名等	内容
荒川区保護司会との連携	保護司は、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。区は、保護司の活動について理解を深めるための広報や、保護司会の活動に対して補助金を交付し、その活動を支援しています。
“社会を明るくする運動” （“社会を明るくする運動” 荒川区推進委員会）	犯罪の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、区と各地区の推進委員会が啓発運動を展開しています。
仕事・生活サポートデスク	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
安心居住推進事業 （再犯防止支援）	区と関係団体で組織する居住支援協議会と保護司会が連携し、民間賃貸住宅や公営住宅に円滑に入居できるよう、必要となる支援を行っています。
就労支援事業 （あらかわ就労支援センター）	求職者の就職活動に関する相談等を受け付け、就職活動をサポートするおしごと相談の窓口を設置しているほか、「JOBコーナー町屋」において職業紹介を行っています。
「あらかわの心」推進運動	郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心「あらかわの心」を、子どもたちに受け継いでいく区民運動です。大人が良き手本となり、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを、地域全体で推進しています。



## 現状と課題

犯罪をした人等の社会復帰のためには、同者が地域社会において孤立することがないように、保護司会や民間団体等と連携し、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する必要があります。

再犯防止のためには、適切な就労の確保や就労後の確実な職場定着を行うことが重要です。一人一人の状況に応じ、就労意欲の喚起をはじめ、就労能力の形成、心のケア等きめ細やかな支援を継続的に行う必要があります。

再犯防止のためには、定住先の確保が不可欠です。住居確保のためには本人に対する支援をはじめ、住居提供体制の確保・充実を図る必要があります。

子どもの非行を防止するためには、学校・家庭・地域が連携して、子どもを見守り育てていくことが重要です。悩みや不安を抱える子どもが誰一人取り残されることのないよう、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援等のきめ細やかな支援が必要です。

## 今後の方向性

犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないように、また、犯罪被害者の心情等にも最大限に配慮し、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持って、現状の取組を充実させていきます。

犯罪をした人等が再び犯罪や非行に陥ることがないように、生活基盤の安定に向けて必要な情報の提供や支援を、関係機関との連携をさらに強化して推進していきます。



### 【保護司】とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱されたボランティア(非常勤の国家公務員)です。

#### (保護司の仕事)

##### 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

##### 生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

##### 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の‘社会を明るくする運動’強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。

### 【居住支援協議会】とは

居住支援協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき設置される会議体で、地方公共団体が、不動産関係団体、福祉関係団体などと連携して、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項についての協議や、情報の発信等を行うものです。

区においては、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会や荒川区社会福祉協議会、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が構成員となって運営しています。



## (2) 身近な地域の居場所づくり

### 高齢者のサロン活動の推進

#### 主な取組

事業名等	内容
ふれあい粋・活サロン	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症のある人やその家族、地域住民、医療・介護・福祉の専門職等の誰もが参加でき、認知症に関する情報を交換したり、お互いを理解し合いながら交流を楽しむ集いの場です。 認知症のある人やその家族が社会的に孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、支援の輪が広がることが期待されています。
老人福祉センター	高齢者の日常生活や健康の相談に応じるとともに、機能訓練や健康づくりを推進しています。また、文化教養教室を開催し、教養の向上を図るとともに、レクリエーションの機会を提供し、生きがいと社会参加の機会を提供しています。



## 現状と課題

地域団体が主体となって、地域のニーズ等を把握しながら、関係者と協力して「ふれあい粋・活サロン」の運営を行っており、介護予防型や地域食堂などテーマ別のサロンも増加しています。今後は、「ふれあいの場」の機能のほか、「見守り」や「支え合い」の場としての役割を充実させていくため、地域の様々な関係団体等との連携をさらに強化していく必要があります。

今後認知症の増加も予想されることから、認知症に対する正しい理解を区民に啓発し、地域で認知症のある人やその家族を支える仕組みを充実させていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行によって、高齢者のサロン活動の多くが一時休止したことで、健康増進や介護予防に関する取組が停滞しました。今後、再び感染症が拡大した場合に備え、感染症の予防対策や活動方法等を工夫していく必要があります。

## 今後の方向性

「ふれあい粋・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていくよう、荒川区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけるよう、周知活動を強化していきます。

認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症のある人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。

感染症が拡大するような状況下においても介護予防事業等のサロン活動を継続し、高齢者の健康増進に関する取組が停滞することのないよう、デジタル技術等を活用し、自宅からでも参加できるような事業内容の構築を進めていきます。



## 子どもや若者の居場所づくりの推進

### 主な取組

事業名等	内容
子どもの居場所・子ども食堂への支援	子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもの自立支援や健やかな成長を促進するとともに、地域全体で子どもを支える機運の醸成を図っています。
若者相談「わっか」(若者支援体制整備事業)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
ひろば館・ふれあい館における児童・中高生対象事業	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開しています。

### 現状と課題

食事の提供や学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもや家庭の見守りを行うとともに、必要な支援につなげ、子どもの自立支援や健やかな成長を促進してきました。今後もこのような取組を通じて、地域全体で子どもや家庭を支える環境の整備等を進める必要があります。

中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化している中、若者が地域社会とつながりながら交流や活動ができ、安心して過ごすことができる居場所が求められています。

ひろば館・ふれあい館は、地域の児童健全育成事業の拠点として、その事業の実施に当たっては、子どもの心身の発達や子育て家庭と保護者が抱える問題の発生予防及び早期発見に努めており、今後もこの役割を充実させていく必要があります。

ふれあい館では、イベントの企画や運営のほか、地域行事にボランティアとして参加するなど、中高生の社会参画の機会も提供しています。



## 今後の方向性

子どもの居場所づくり事業については、関係団体同士の連携を強化する取組への支援を行うとともに、団体の活動の支援のさらなる充実を図ります。また、若者相談「わか」等と連携するほか、子どもや若者が参加しやすい事業を合わせて開催することにより、気軽に相談できる環境を整えていきます。

課題や困難を抱える若者に対し、自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、生活面と就労面を一体的に支援することにより、若者の社会参加を促進していきます。

ふれあい館をより多くの中高生に活動場所として利用してもらえるよう、中高生にとって魅力的な事業等を企画するとともに、SNS等中高生の利用頻度が高い広報ツールを活用した周知を行っていきます。



## 誰もが集える居場所づくりの推進

### 主な取組

事業名等	内容
生活支援体制整備事業	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
ふれあい館	乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が交流し、区民の自主的な活動や地域コミュニティの拠点として運営しています。
ふれあい粋・活サロン(再掲)	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
チームオレンジ	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症のある人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
アクロスあらかわ(再掲)	障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点として、また、障がいのある方・ない方の枠を超えた様々なコミュニケーションの場としての事業を推進しています。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務等を含む。)

### 現状と課題

地域の中での「支え手」・「受け手」という関係を超えたつながりや、コミュニティ活動の活性化を促進するため、様々な世代や属性の住民が地域で交流できる場の拡充を進めていく必要があります。

今後も見込まれる転入者の増加や高齢化の進展等を踏まえ、多くの区民に親しまれるコミュニティ施設として、ふれあい館の一層の充実を図る必要があります。



地域団体が主体となって、地域のニーズ等を把握しながら、関係者と協力して「ふれあい粋・活サロン」の運営を行っており、介護予防型や地域食堂などテーマ別のサロンも増加しています。今後は、「ふれあいの場」の機能のほか、「見守り」や「支え合い」の場としての役割を充実させていくため、地域の様々な関係団体等との連携をさらに強化していく必要があります。

障がいのある方もない方も誰もが一緒に参加できるようなイベント等を開催し、相互の理解を促進していく必要があります。

### 今後の方向性

地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集える居場所づくりの拡充を図っていきます。

地域コミュニティの拠点となるふれあい館については、地域間の偏在を生じさせることなく、区内全域をカバーできるよう、計画的な整備を進めていきます。

「ふれあい粋・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていくよう、荒川区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけるよう、周知活動を強化していきます。

地域福祉コーディネーター等との連携を強化することにより、地域活動に関する支援をよりきめ細やかにを行い、「ふれあい粋・活サロン」をはじめとした通いの場や生活相談の場としての機能を充実させ、生きづらさや生活に困難を抱える方たちが地域とつながる機会を増やしていきます。

障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるイベント等の開催を通じて、交流の機会の創出や相互理解を促進するとともに、地域の関係団体等と連携を図りながら、障がい者の社会参加や自立を地域全体で支え合うことができる地域づくりを進めていきます。

#### 【生活支援体制整備事業】とは

区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、互助関係を大切に、地域の力を高めるための地域づくりを目指しています。

日常生活の中で人と人とのつながり、お互い様の関係づくり、地域の課題は地域で解決できる仕組みづくりを推進しています。

また、健康づくり・介護予防活動として、体操や脳トレ、園芸などの趣味活動を通じて介護予防に取り組む団体を「地域パートナーの会」として、団体の活動を支援しています。



### (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築

#### 地域における見守り・防犯活動の推進

##### 主な取組

事業名等	内容
高齢者みまもりネットワーク	登録いただいた高齢者の情報を名簿化し、警察・消防と緊急時に円滑に対応できる体制や、地域住民及び事業者と連携して、高齢者を日常的にみまもっていくための体制づくりを行っています。
生活支援体制整備事業(再掲)	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
地域包括支援センター	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
チームオレンジ(再掲)	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症のある人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
民生委員・児童委員	担当区域に住む方の生活上の心配事や困りごとについての「相談相手」となり、相談内容に応じて地域の方が適切な支援を受けられるよう、行政や専門機関などへ「橋渡し役」を担っています。
防犯活動「いつ活」の推進	区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現のため、「買い物・散歩・ランニング」などのついでに行う防犯活動「いつ活」を推進しています。
「あらかわの心」推進運動(再掲)	郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心「あらかわの心」を、子どもたちに受け継いでいく区民運動です。大人が良き手本となり、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを、地域全体で推進しています。



## 現状と課題

今後、見守りが必要となる高齢者等の増加が想定されるため、高齢者みまもりネットワーク事業や生活支援体制整備事業、地域包括支援センターでの新たな取組として、既存の関係機関に加え、医療機関、商店街等地域の社会資源を有効活用した、見守りの担い手を含めたネットワークを再構築しています。

子どもの非行や犯罪は様々な要因から生じ家庭だけでは問題の解決はできないため、関係機関等と連携し、地域で支える体制を整備することが必要です。

## 今後の方向性

既存の各種ネットワーク会議等と連携して、より広範な関係機関との顔の見える関係を構築し、包括的な支援や地域のつながりの強化を行うことで、自分の周りでSOSを発している人の存在に気づき、声をかけ合える地域づくりを進めていきます。

子どもの非行や犯罪を防ぐには、各家庭における教育や地域における見守りが大切です。非行や犯罪に陥った子ども・若者がいち早く地域社会に復帰できるよう必要な支援を行っていきます。

### 【いつ活】とは

いつ活は、「いつもの」「いつでも」行える防犯活動です。何か特別なことを新たにやっていたかどうかというものではなく、「買い物・散歩・ランニング」などのいつもの日常生活の中で、「声掛け」や、「見守り」、「街なかのチェック」など少しだけ防犯を意識した行動をお願いしているものです。



「いつ活」ロゴマーク



## 社会福祉協議会等との連携・協働

### 主な取組

事業名等	内容
ふれあい粋・活サロン(再掲)	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ	適切な福祉サービスを選択し、利用するための手続や支払いのお手伝いを行う「福祉サービス利用援助」をはじめ、福祉サービスの利用に関するトラブル・苦情や疑問、認知症のある人や知的・精神障がいのある方等の権利侵害の相談に対応する「福祉サービスの苦情・権利擁護の相談」を行っています。合わせて、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の契約や手続を保護・支援する「成年後見制度」の利用の支援促進等を行っています。
荒川ボランティアセンター(再掲)	誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、以下の取組を進めています。 ・様々な立場の人々や団体、機関を「つなぐ」 ・ボランティア活動や地域活動を「ひろめる」「ささえる」 ・福祉や共生社会、心のバリアフリー等を「まなぶ」



事業名等	内容
あらかわ子ども応援ネットワーク	地域の活動団体と区、教育機関、社会福祉施設等が連携して、支援を必要とする子どもたちのサポートなどを行っています(荒川区社会福祉協議会が事務局機能を担っています。)
荒川区社会福祉法人連絡会によるフードパントリー事業	毎月実施している「フードパントリー事業」を通じて、利用される区民の方に対して、社会福祉士・介護福祉士・保育士などの専門職が困りごとの相談に応じるなど、見守り支援を行っています(荒川区社会福祉協議会が事務局機能を担っています。)
地域福祉コーディネーターによる支援	ふれあい粋・活サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別での相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区や都からの受託業務を含む。)

### 現状と課題

荒川区社会福祉協議会では、ボランティアセンターや成年後見・権利擁護センターの運営、ふれあい粋・活サロンのサポート等、地域の福祉に関する幅広い活動を行っていますが、区民の生活課題が複雑化する中で、近年は担い手が不足しています。

近年課題となっている、ひきこもりや社会的孤立、権利侵害など、制度の狭間に陥り、必要な支援につながりにくい方への支援の強化に向けて、区や関係機関と連携して取り組むことが求められています。



## 今後の方向性

地域の福祉を支える社会福祉法人等と連携し、経済的困窮や社会的孤立などの課題を解決できるよう、環境の整備や必要な支援を行っていきます。

制度の狭間にあるケースについては、地域住民の力や様々な関係機関の連携が欠かせず、今後ますます地域のネットワークや支え合いの仕組づくりが要となるため、地域福祉コーディネーター活動の充実を図っていきます。

### 【地域福祉コーディネーターの活動】

地域福祉コーディネーターは、『誰もが安心して暮らせるまちづくり』をテーマに、サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別でのご相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

また、暮らしに必要な情報を広報紙などで周知しています。

地域福祉コーディネーターは、

- ・「つくる」= 居場所づくり(サロンや地域でのネットワーク等) 地域づくり
- ・「つなげる」= 居場所や人と人
- ・「つたえる」= 安心して暮らせるための必要な地域情報

以上の三つを支援のキーワードに、高齢分野や障がい分野だけではなく、ひきこもり・不登校・生活困窮者・ヤングケアラー 等、悩める地域住民の相談に対応し、困りごと解決の糸口を関係機関と一緒に探す役割を担っています。



## 民間事業者等との連携・協働

### 主な取組

事業名等	内容
包括連携協定等を通じた民間事業者等との連携	区民の多様なニーズや地域の諸課題への対応に向けて、事業者や地域団体等と、健康・医療・福祉・防災・防犯・産業・環境・文化・観光など、区政の様々な分野において連携・協働を推進しています。
大学等の専門機関との連携	大学や高等専門学校等と連携し、それぞれの専門分野の知見を活かして、区民の健康増進や地域の活性化等に協力をいただいています。

### 現状と課題

民間事業者等が持続可能な社会の実現を目指し、社会貢献活動等を推進していますが、地域や区民のニーズとマッチングする機能や活動の周知について不足している部分があります。

地域資源を生かしたイベント等を民間事業者等や大学等と連携して開催し、地域の活性化や、区の魅力の向上を推進していますが、このような取組をより多くの地域で展開していくことが求められます。

食生活から区民の健康をサポートするため、区内の飲食店や大学と連携し、健康に配慮された“あらかわ満点メニュー”を開発し、区内の飲食店で提供しています。今後は、そのエッセンスを家庭の食環境の改善に広げていくことも必要です。

### 今後の方向性

民間事業者等の社会貢献活動等を分かりやすく区民に周知していくとともに、地域や区民のニーズを的確に捉えながら、民間事業者等がそれぞれの得意分野を区政に活かしていただける場面を創出できる仕組の構築を進めていきます。民間事業者等や大学等との連携・協働によるイベント等の取組については、関係者の協力の下、地域の活性化等につながる新たな地域資源の発掘を進めていくとともに、周知広報にも注力し、区民への波及効果をさらに高めていきます。



### 【東京都立大学との連携・協働について】

区は、区内に健康福祉学部のキャンパスを有する都立大学と、様々な分野において連携・協働を行っています。特に健康・福祉の分野においては、パラスポーツの普及や、区民の健康増進を目的としたオリジナルの体操（荒川ころばん体操、ばん座位体操等）の開発及び普及啓発のほか、高齢者を対象とした健康長寿や認知症予防に関する調査等を協働で行っています。



## 多文化共生の推進

### 主な取組

事業名等	内容
生活情報等の多言語化	多言語に対応した区ホームページや電子ブックアプリで区政情報を届けるほか、行政手続や日常生活を送る上でのマナー等を記載した「外国人のための生活便利帳」を、やさしい日本語・英語・中国語・韓国語に対応させた形で冊子として作成し、配付しています。
窓口等における多言語対応	区役所の窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービスを導入しています。また、学校等においては、外国語を母語とする子どもや保護者との意思疎通を円滑に行えるよう、携帯型の通訳機を配備しています。
在住外国人支援・文化交流事業	言葉の壁を取り払い、外国人住民が地域に溶け込むことができるよう、荒川区国際交流協会と連携して、地域のボランティアが日本語で教える側となった日本語教室・日本語サロンの開催や、「国際交流バスハイク」、「世界の料理教室」等の草の根の交流事業を実施することにより、文化の相互理解を深める取組を実施しています。

### 現状と課題

多言語化した生活情報等が外国人住民に十分に行き渡っていない現状もあることから、周知の方法や媒体等をさらに工夫していく必要があります。

外国人住民に対して日本の文化や生活習慣を理解していただくとともに、日本人住民に対しても異文化への理解を求めていく必要があります。そのためには、それぞれの草の根交流を契機としてコミュニケーションを深めていくことが大切であるとともに、相互理解を進めるための取組が重要です。



## 今後の方向性

区政や生活の情報については、転入時のほか様々な機会を捉えて周知するとともに、多言語翻訳や、やさしい日本語翻訳機能等も活用し、外国人住民への理解促進につなげていきます。

様々な国の人々と文化・習慣に対する相互理解を深めるために、言葉の壁をなくす取組を進めるとともに、オンラインでの交流等新しい時代に合わせた方法も取り入れながら、外国人住民との交流を広げていきます。

外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。



#### (4) 包括的な相談・支援体制の構築

##### 主な取組

事業名等	内容
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
障害者基幹相談支援センター	障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障がいのある方々が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を行っています。
子ども家庭総合センター(区児童相談所)	子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく相談窓口として専門のスタッフが相談にあたり、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代への適切な助言や支援に取り組んでいます。
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
ひきこもり支援の推進	ひきこもりに関する窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受け、必要な支援につなげるなど、関係機関と連携しながら事業を推進しています。
地域福祉コーディネーターによる支援(再掲)	ふれあい粋・活サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別での相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら安心して暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務を含む。)



## 現状と課題

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等分野ごとに包括的な相談窓口（相談支援機関）を設置していますが、近年の区民が抱える多様な課題に対応するために、各相談窓口の支援力を強化していく必要があります。

区民の複雑化・複合化した課題に対応するため、各分野の制度や支援を連携・活用し、必要なときには一体的に適用する等、関係機関との連携を強化し、より強固で組織的な対応ができる体制を構築する必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な場所に気軽に相談できる窓口を増やしていくとともに、区民により分かりやすく周知していく必要があります。

## 今後の方向性

複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。

多機関協働を推進するに当たっては、社会福祉法に基づく支援会議や重層的支援会議の実施により、支援が困難な事例の情報共有や支援方針の検討等を各相談支援機関等と実施します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めていきます。

地域の医療機関や介護事業者等の関係団体とも連携を図りながら、高齢者や障がい者を地域全体でケアし支え合うことができる体制の整備を進めていきます。

区民にとっての相談のハードルを低くするために、身近に立ち寄れる場所で相談ができる環境を整備していくとともに、専門知識を要するケースを適切な機関につなげていくために、職員の専門性の向上を図っていきます。



## 基本方針 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

### (1) 住宅確保要配慮者への支援

#### 主な取組

事業名等	内容
安心居住推進事業	区と関係団体で組織する居住支援協議会を中心に、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住まいに関する相談から入居前・入居中・退去時の支援まで総合的・包括的な居住支援を行っています。
住居確保給付金事業	離職等により住居を失い、又は失うおそれのある方に、求職活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給しています。
民間賃貸住宅活用事業	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者に対し、物件探しの支援や保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を行うとともに、貸主に対して、入居する高齢者の死亡により生じる残存家財の片付け費用等を補償する保険の保険料の助成を行うことにより、高齢者が安全で安心な住まいを確保できるよう支援しています。
ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために、民間賃貸住宅の物件探しの支援とともに、保証料の補助を行っています。
障がい者グループホーム費の支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。



## 現状と課題

不動産関係団体、福祉関係団体などの関係団体と連携し、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、情報共有・協議及び情報発信を行っています。

住宅確保要配慮者の支援を推進するため、各種支援・制度等の周知を図るとともに、関連団体と連携し、実際の支援につなげる必要があります。

民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者やひとり親世帯等を対象に、物件探しの支援、保証人が立てられない方に対する債務保証料等の支援を行うとともに、高齢者世帯には一定の要件の下、転居後の家賃の一部助成の支援を行っています。

ひとり親家庭の子どもの相対的貧困率（令和3（2021）年度国民生活基礎調査）は44.5%で、子どものいる家庭の全体での相対的貧困率11.5%より高くなっており、住宅に関する悩みも多く、関係部署が連携して、生活基盤となる住宅を確保するための支援を行っていく必要があります。

親なき後の居住確保のために、グループホーム新設に係る整備費補助や運営事業者への運営費補助を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。特に医療的ケアを要する等、重度障がいの方を対象とした施設の整備が必要です。

グループホームは、障がい者の居住の場となり、夜間も含めると、支援の時間数も多くなるため、支援体制の確保は重要となります。また、障がいの程度によって、支援方法も異なるため、事業所の質の向上を図ることが必要となります。

## 今後の方向性

住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。

関係団体とのつながりを生かして地域の居住支援体制を整備し、地域資源の発掘や制度の充実など居住支援の取組の拡大につなげていきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの確保のほか、民間賃貸住宅の入居支援等、様々な状況や課題等を考慮しながら、住居支援及び施設の確保に取り組んでいきます。



ひとり親家庭が抱える課題を把握し、ニーズを的確に捉え、就労、経済、住宅等の様々な支援を通じて、安定した生活への総合的かつ継続的な支援に、関係機関等と連携しながら取り組んでいきます。

障がい者の地域における自立した生活の促進のため、グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めていきます。

グループホームの新設に当たっては、重度障がい者を受け入れ可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、共生型サービスを提供する施設としての整備について検討していきます。



## (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備

### 主な取組

事業名等	内容
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
生活福祉資金貸付事業	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に、利用目的に応じた資金の貸付(東京都社会福祉協議会による貸付)と必要な相談支援を行っています。
子どもの学習・生活支援事業	経済的な問題等により、家庭での学習が困難であったり、基礎学力等の取得に支援が必要であったりする児童や生徒を対象に、個別相談を通じて一人一人にあった学習指導を行い、学習習慣の定着と学力向上等のサポートを行っています。
受験生チャレンジ支援貸付事業	入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用や、高等学校、大学等の受験料を準備できない一定所得以下の世帯に対して、これらに必要な資金の貸付(東京都社会福祉協議会による貸付)に関する申込手続や償還の相談等の支援を行っています。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務を含む。)



## 現状と課題

平成 27(2015)年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、区における生活困窮者自立相談支援機関として、仕事・生活サポートデスクにおける相談支援を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行の影響による生活困窮の状況は落ち着きを取り戻しつつあるものの、離職、収入減少、住まいの確保等に課題を抱える相談者は増加傾向にあり、課題に応じた適切な支援を継続して実施していく必要があります。

社会課題の多様化に伴い、相談者から寄せられる困りごとは複雑化・複合化する傾向にあるため、相談支援を行う相談支援員の支援力向上と、関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

生活困窮の状態にある子育て世帯の自立を推進し、貧困の連鎖を防止するためには、子どもたちへの学習支援等を通じて、安定した学習や相談の場を提供するとともに、将来の展望が描けるようなサポートを行っていく必要があります。

## 今後の方向性

相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。

複雑化・複合化した課題に対し、適切な支援を実施することができるよう、研修機会を確保するなど、相談支援員の支援力の向上を図るとともに、多様な支援が可能となるよう、関係機関との連携をさらに強化していきます。

支援を必要とする世帯が、漏れなく支援の窓口につながるができるよう、周知啓発を強化するとともに、将来の展望が描けるように継続的なサポート体制を構築していきます。



### (3) 多様な地域生活課題への対応

#### 高齢者への支援

##### 主な取組

事業名等	内容
生活支援体制整備事業(再掲)	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
地域ケア会議	高齢者の介護予防等における個別の課題から、地域ごとの課題等について、行政と地域がそれぞれの役割の中でできる支援を検討・創出し、課題の解決に向けて取り組んでいます。
チームオレンジ(再掲)	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症のある人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
介護予防・フレイル 予防事業	高齢者の健康寿命 延伸と社会参加促進を図るため、荒川ころばん体操をはじめ、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上等、様々な事業を行っています。
民間賃貸住宅活用事業(再掲)	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者に対し、物件探しの支援や保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を行うとともに、貸主に対して、入居する高齢者の死亡により生じる残存家財の片付け費用等を補償する保険の保険料の助成を行うことにより、高齢者が安全で安心な住まいを確保できるよう支援しています。



事業名等	内容
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
単身高齢者等総合相談支援事業	家族や親族がおらず、又は家族や親族がいてもそれらの方から必要な支援を受けることができない高齢者等が日常生活を送る上で将来に生じることが想定される医療、福祉等に関する諸問題に関し、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行っています。

表中の の付いた取組は、区からの委託により、荒川区社会福祉協議会が運営する成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ(以下「あんしんサポートあらかわ」という。)が実施しているものです。

### 現状と課題

家族形態やコミュニティの変化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、見守りが必要となる高齢者は今後も増加していくことが予想されていることから、心身の不調等をきっかけとした孤立や生活困窮、閉じこもり生活の長期化などのケースに対して、迅速かつ包括的に支援できる体制を整備する必要があります。

単身の高齢者等が健康上の理由等により居所に戻れなくなった場合に、残された家財の処分等が課題となっています。

高齢者を地域や家庭の中で孤立させず、生き生きとした心を持続してもらうため、高齢者の社会参加や地域での生きがいがいづくりの場を拡充していく必要があります。

今後認知症の増加も予想されることから、認知症に対する正しい理解を区民に啓発し、地域で認知症のある人やその家族を支える仕組を充実させていく必要があります。

高齢者本人を対象とした支援をはじめ、老老介護の問題なども見据えて、高齢者を支える家族や介護者に対する支援も含めた包括的な支援を強化していく必要があります。



## 今後の方向性

町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の既存の関係機関に加え、医療機関、商店街等、地域の社会資源を有効活用し、新たな見守りの担い手を含めたネットワークを構築していきます。また、相談窓口となる高齢者みまもりステーションのさらなる周知と効果的な見守り方法について検討を進めていきます。

民間賃貸住宅活用事業や単身高齢者等総合相談支援事業の枠組みも活用しながら、残された家財の処分等も含め、単身の高齢者等が将来にわたって安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な情報提供や支援策の充実を図っていきます。

認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症のある人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。

認知症サポーター養成講座を小学校など様々な世代を対象に開催する等、認知症に対する区民の理解のさらなる促進に取り組んでいきます。

地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組みを構築していきます。

- 要支援者や事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを基に、訪問型や通所型のサービス等を提供し、生活機能の向上を図っていきます。

居住支援協議会等を通じて、高齢者の安心・安全な住まいの確保を支援していきます。



## 障がい者(児)への支援

### 主な取組

事業名等	内容
障がい者の相談・支援体制の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、関係機関等のネットワークを構築するとともに、障がいに係る様々な相談に応じ、総合的な相談支援を実施しています。また、障がい者が地域において安心して生活し、社会参加ができるよう、入所施設等で生活する障がい者の地域移行を支援しています。
バリアフリーの推進 基本方針3-(4)に施策項目としても設定しています。	共生社会実現のためには円滑な意思疎通が重要なため、手話言語条例の制定をはじめ、コミュニケーション支援事業等を実施しています。また、誰もが安心して共に暮らせる社会を実現するため、障がいへの理解促進について、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を実施しています。
障がい者の住まい・日常生活に対する支援	地域での安心した生活を確保するため、グループホームの誘致等に努めています。さらに、重度障がい者を受け入れるグループホームを増やすため、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進しています。
障がいのある子どもの健全育成	障がい児支援の充実を図るため、荒川たんぼセンターの児童発達支援センター化を行い、高度な専門性に基づく支援や療育の質の向上、インクルージョンの推進等、障がい児支援の中核となる機関として、地域支援体制の構築を進めています。また、医療的ケア児等地域コーディネーターの配置や留守番看護師派遣事業等を実施し、医療的ケア児等の支援を行っています。



事業名等	内容
障がい者の自立・就労支援、生きがいの創出	障がい者の就労機会が拡大される中、就労面での支援や生活面でのさらなる支援が必要なため、障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）をはじめ、就労移行支援や就労定着支援を通じた就労支援の強化を進めています。また、障がい者の社会参加や地域交流等を促進するため、生活実習所等の施設で制作した作品の展覧会等を定期的を開催しています。

### 現状と課題

身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病など、様々な障がいがある方が安心して地域で暮らしていけるよう、関係機関が連携して相談支援体制をさらに充実させていくとともに、地域全体で障がい者を支える体制を構築するために、地域資源を積極的に活用していく必要があります。

障がいの有無に関わらず、全ての人にとって暮らしやすい環境を整備していくため、公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を充実させていく必要があります。

区内のグループホームの整備数は増加してきており、軽度障がい者のグループホームについては、居住の場の確保が一定進んできていますが、今後は重度障がい者を対象とした施設を整備していく必要があります。

- － 医療的ケア児への支援に当たっては、必要な支援を適切に提供できるよう、支援のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- － 障がい児通所支援利用者が増加傾向にあるため、障がい児通所支援の体制を充実させていく必要があります。

就労を希望される方は今後も増加することが想定されるため、就労支援体制のさらなる強化とともに、就労場所の確保を進めていく必要があります。



## 今後の方向性

地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。

障がいの特性を踏まえながら、ICT を活用したコミュニケーション支援等について、さらに研究を進めていきます。

グループホームの新設に向けては、重度障がい者を受け入れ可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や施設入浴といった地域に不足する機能のほか、共生型サービス を提供する施設としての整備について検討していきます。

医療的ケア児やその家族が地域において安心して生活できるよう、医療的ケア児等地域コーディネーター を中心に支援のニーズを把握するとともに、関係機関と必要な支援の内容について調査検討を行い、適切な支援につなげていきます。

児童発達支援センターの支援機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援の利用者の受け皿の拡大を進めていきます。

障害者就労支援センター(じょぶ・あらかわ)による支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援、就労選択支援事業を行う事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図っていきます。



## 子ども・子育て家庭・若者への支援

### 主な取組

事業名等	内容
子どもの権利条例	区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を令和5(2023)年に制定し、相談窓口「あらかわ子どもほっとらいん」の開設、「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発など、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。
子ども家庭総合センター(区児童相談所)(再掲)	子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく相談窓口として専門のスタッフが相談にあたり、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代への適切な助言や支援に取り組んでいます。
子育て交流サロン	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図っています。
妊婦面接・相談(ゆりかご面接)、新生児訪問事業	妊婦が安心して出産を迎え、子育てができるよう、助産師や保健師による妊婦面接・相談を行っています。また、出産後は全家庭を助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんや家族の健康について伺い、相談をお受けしています。
幼児教育・保育事業	区立幼稚園の運営や私立幼稚園等への支援、保育が必要な子どもへの保育の実施のほか、延長保育や病児・病後児保育事業などを実施し、多様化する幼児教育・保育ニーズに対応しています。
放課後等の児童への支援事業	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等に安心して安全に利用できる子どもの居場所を提供し、子どもの健やかな成長を支援しています。



事業名等	内容
若者相談「わか」(若者支援体制整備事業)(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。

### 現状と課題

子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子どもと家庭に関する相談件数は増加しています。子どもの最善の利益を守るためにも、子どもの権利の理解をより一層深め、区全体で子どもを守り、育てていく機運の醸成を図る必要があります。

共働き家庭のニーズに応えるために適切な供給体制を確保するとともに、一時保育の拡充等保育サービスの充実に努め、多様なライフスタイルによる保育ニーズの変化に、柔軟かつ円滑に対応できるように努めていく必要があります。

中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化しており、これらの課題に対応するためには、福祉、教育、就労等様々な分野において包括的な支援を提供する必要があります。また、若者が地域社会とつながりながら交流や活動ができ、安心して過ごすことができる居場所が求められています。

### 今後の方向性

多様なライフスタイルの変化に対応しつつ、妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。

子どもの権利について、様々な事業や学校での取組等を通じて、子ども自身が理解し、自分や他者を大切にできる意識を高めます。また、地域全体で子どもを育てるために、子どもの権利に関する研修・講座等により、子どもの人権を考える機運の醸成を図っていきます。

課題や困難を抱える若者に対し、自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、生活面と就労面を一体的に支援することにより、若者の社会参加を促進していきます。



## ケアラーへの支援

### 主な取組

事業名等	内容
ヤングケアラー に関する啓発等	チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携してヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげています。
ヤングケアラーコーディネーターによる支援	18歳未満のヤングケアラーを支援するため、子ども家庭総合センターにヤングケアラーコーディネーターを配置しています。ヤングケアラーや関係機関からの相談を受け、本人や家庭の意思を尊重しつつ、必要な機関や支援につなげています。
スクールソーシャルワーカーによる支援	家庭環境等に起因する課題やその他困難を抱える児童・生徒に対して、学校や地域で孤立することのないよう、スクールソーシャルワーカーが福祉的な見地から個々の相談に応じ、適切な関係機関等へとつなげています。また、区立小中学校全校で長期休業明けに実態調査を行い、ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒に対して、学級担任やスクールソーシャルワーカーが聞き取りを行い、不登校や希死念慮といった重大事態の未然防止のために、チームとして早期対応に当たっています。
子どもの居場所・子ども食堂への支援(ケアラー支援)	子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等を行う団体への支援を通じて、身近な相談場所でのヤングケアラーの早期発見につなげています。
若者相談「わっか」(若者支援体制整備事業)(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。



事業名等	内容
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
障害者基幹相談支援センター(再掲)	障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障がいのある方々が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を行っています。
障がい者相談員・ペアレントメンターによる相談	障がい者相談員(身体・知的障がい者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができる方)や、ペアレントメンター(自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方)が、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行っています。

### 現状と課題

ヤングケアラーについては、本人や家族が自覚していない場合もあることから、支援が必要な方が潜在化してしまうという課題があります。

若者期まで状態が継続することが多いヤングケアラーについては、子どものライフステージに合わせて行政の各分野(保健、保育、教育、福祉等)が連携し、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見するとともに、当該家庭が抱える複合的な課題に対する包括的な支援体制を構築し、それぞれのニーズに応じた支援を行っていく必要があります。

ヤングケアラーについては、成人以降も支援が必要となることが続くケースもあり、このような方への切れ目のない支援が必要です。

仕事をしながら家族等の介護を行うビジネスケアラー が介護と仕事が両立できるよう、介護サービスの相談や調整を行うほか、再就職等の支援を行っています。



各相談支援事業所では、障がい福祉サービスの利用計画の作成のほか、困りごとの相談等にも応じており、困難なケースについては、障害者基幹相談支援センターが早期に適切な機関につなげています。今後は、障がい分野だけではなく、子育てや保健、教育機関等の関係機関との連携体制を強化していく必要があります。

### 今後の方向性

ヤングケアラーの早期の把握に向けては、関係者がいち早く「気づく」ということが重要であるため、チェックリスト等を活用しながら、関係の窓口でヤングケアラーの確認を行い、適切な支援につなげていきます。

ケアラーの早期発見に当たっては、介護家族と接する機会の多いケアマネジャーが家族の介護状況を含めてアセスメントできるよう支援するとともに、得られた情報等を関係機関と共有し、適切な支援に向けて関係機関と連携を図っていきます。

18歳以上となるヤングケアラーへの支援については、その前段階で、重層的支援体制の枠組みの中で関係機関が連携し、進学や就職などの課題も含め、その方に必要な支援が切れ目なく提供できるよう、調整を図っていきます。

子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。

各相談支援事業所については、障害者基幹相談支援センターによる助言等を通じて支援力強化につなげるとともに、障がい分野だけでなくその他関係機関や地域を含めた支援体制の構築を図っていきます。

障がい者相談員やペアレントメンターによる相談対応等により、介護者へのケアを拡充します。また、地域の関係団体や住民の方々、事業者等との連携・協働を図りながら、障がい者の社会参加に向けた取組を地域全体でケアし支え合うことができる体制整備を進めていきます。



## ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援

### 主な取組

事業名等	内容
ひとり親家庭の自立のための支援	ひとり親家庭又はこれからひとり親家庭になる保護者からの生活や経済、住宅等様々な相談に応じ、適切な支援につなげています。また、ひとり親家庭の自立を促進するため、より良い就業のための資格取得等を支援しています。
ひとり親家庭の居住支援	「母子生活支援施設」において、様々な事情で入所した母子の心身と生活を安定するための相談・援助を行い、自立を支援しています。また、「ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業」において、保証料を補助する住宅支援を行っています。
困難な問題を抱える女性への支援	DV 被害や性暴力・性被害、経済・住宅困窮等様々な問題を抱える女性からの相談に応じて、自立に向けた支援を行うとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた支援調整会議を設置して関係機関の連携を密にしながら、当事者の意思を尊重した支援を行っています。また、区男女共同参画社会推進計画においても課題として位置付け、支援体制等の充実を図っています。

### 現状と課題

ひとり親家庭の子どもの相対的貧困率(令和3(2021)年度国民生活基礎調査)は44.5%で、子どものいる家庭の全体での相対的貧困率11.5%よりも高くなっており、ひとり親家庭への一層の支援に努めていく必要があります。

女性をめぐる課題は、生活困窮やDV、親族からの暴力等多様で複雑化していることから、令和6(2024)年4月に施行された「困難な問題を抱える女性を支援するための法律」に基づき、関係機関との連携を図って適切な支援につなげていくことが必要です。



## 今後の方向性

ひとり親家庭又はこれからひとり親家庭となる保護者からの相談を受けて、資格取得などの就労支援のほか、住宅支援等様々な支援策につなげるなど、ひとり親家庭の自立及び安定した生活のために、さらに支援を充実させていきます。

様々な問題を抱える女性からの相談に応じ適切な支援を行うため、支援調整会議を通して関係機関のさらなる連携に努め、当事者の自己決定を尊重しながら自立に向けた一層の支援を行っていきます。



## 在宅医療に関する支援

### 主な取組

事業名等	内容
在宅療養連携推進会議	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるよう、在宅での医療環境の整備、看取り対応の強化など、地域医療と介護の連携による在宅療養体制の整備、支援について検討を行っています。
医療連携会議	高齢者の入退院時の医療と福祉の連携の円滑化などを目的として、現場における情報共有方法の検討や顔の見える関係性の構築を行っています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。

### 現状と課題

在宅での療養や介護を希望する高齢者の増加が予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の仕組づくりを進めていく必要があります。

単身高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療や看取りについては、多くの課題があります。自身がどのような医療や介護を受けたいかをあらかじめ考えておくなど、幅広い世代にACP(アドバンス ケア プランニング・人生会議) やエンディングノート の認知度を高めるなどの取組を進めていく必要があります。

医療ニーズが高い高齢者の在宅生活に欠かせない在宅療養診療所や訪問看護ステーションの箇所数は増加していますが、こうした地域資源の一層の充実を図る必要があります。

在宅療養に必要な医療、介護等の情報収集と、区民及び関係機関への分かりやすい情報提供の仕組を構築するとともに、相談機能の充実を図る必要があります。



かかりつけ医をはじめ、医療や介護に関わる多職種の専門職の連携を十分に図り、高齢者の在宅療養を支える体制を整備していく必要があります。

医療機関、介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報について、双方が効果的に共有できるように、さらに連携を強化していく必要があります。

### 今後の方向性

医療資源の状況と今後の需要を分析し、高齢者分野だけでなく、医療的ケア児や若年性疾患を抱える方への対応など、在宅医療を必要とする方を支えるための地域医療体制を、医師会をはじめとした地域医療機関と連携して整備していきます。

医療と介護の関係者間で、患者又は利用者である高齢者についての情報共有を十分に行い、高齢者が必要な時期に必要な医療を受診し、退院後も在宅において速やかに適切な医療と介護のサービスを利用できる入退院支援体制を整備していきます。

在宅療養連携推進会議や医療連携会議を活用し、高齢者の在宅療養を支える医療機関や介護サービス事業者等と顔の見える関係をつくり、関係者間の緊密なネットワークを構築していきます。

高齢者自身が希望する医療や介護の提供内容等を家族等が繰り返し話し合い、共有する ACP(アドバンス ケア プランニング・人生会議) とともに、将来の医療等に関する希望とあわせて御自身の情報を整理し、書き留めていただくエンディングノート 等の普及啓発を進めていきます。



## 自殺対策

### 主な取組

事業名等	内容
こころの健康相談	心に不安を抱えている方やその家族からの相談に対応するため、精神科医師や保健師による相談を受け付けているほか、相談支援事業所「アゼリア」「コンパス」を開設しています。
ゲートキーパーの育成事業	ゲートキーパーを担う人材を育成するため、様々な機会を捉えてゲートキーパーの役割に関する周知活動を行うとともに、区民等を対象とした研修会を開催しています。
自殺防止に関する啓発	多くの方が命の大切さや自殺予防の意識を持てるよう、関係機関等と協力して、「こころと命のカード」の配布や講演会の開催等を通じた啓発活動を実施しています。
自殺未遂者への支援	医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂者とその家族や関係機関からの相談を受け、再び自殺を図ることがないように支援を行っています。

### 現状と課題

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域住民がこころの健康に関心を持ち、かつ、こころの病気や悩みに早期に対処でき、そして、こころの健康の保持増進ができるよう、専門医や保健師等によるこころの健康相談や薬物・酒害相談、ママのこころ相談等の相談事業を実施しています。

自殺のサインに「気づく」「つなげる」「支える」をキーワードに、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる「いのちの門番」となるゲートキーパーの役割を担う人材を育成していく必要があります。

自殺や精神疾患に関する正しい知識を地域全体で共有し、自分自身や身近な人の心の不調に気づいたときに、誰かに援助を求めることが大切であることを共通認識としていくため、自殺予防啓発活動をさらに充実させていく必要があります。



## 今後の方向性

医療機関や相談機関で早い段階で支援が受けられるよう、専門医等による精神保健相談や保健師等による相談を充実させるなど、悩みの相談や支援を受けやすくするための相談体制を整備していくとともに、自殺に関する相談に対応する職員等の資質の向上に取り組んでいきます。

様々な悩みを抱えた方が、誰にも相談できずに、自らの命を絶つことのないよう、本人やその家族について、行政や医療機関、各種民間団体等の関係者が連携して支援を行っていきます。そのため、引き続き関係機関と連携し、自殺の危険を示すサインに気づき、声掛けなど適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育てる研修等を実施していきます。また、残された人の心理的影響を和らげるために、自死遺族への支援に関する情報提供の取組を進めていきます。

自殺対策のため、ストレスマネジメントや睡眠・休養の重要性について、様々な情報媒体を活用し、普及啓発を図ります。また、心身ともに健康であるために、こころの健康に欠かせない要素である「バランスのとれた食生活」、「十分な睡眠」、「適度な運動」の重要性について普及啓発を進めていきます。

自殺未遂者は、その後再び自殺企図を繰り返し、さらには自殺既遂となるリスクが高いと言われているため、医療機関等との連携を強化し、自殺未遂者の心のケアや見守り体制を充実させていきます。



## 社会的孤立をなくすための支援

### 主な取組

事業名等	内容
ひきこもり支援の推進(再掲)	ひきこもりに関する窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受け、必要な支援につなげるなど、関係機関と連携しながら事業を推進しています。
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
若者相談「わか(若者支援体制整備事業)」(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
こころの健康相談(再掲)	心に不安を抱えている方やその家族からの相談に対応するため、精神科医師や保健師による相談を受け付けているほか、相談支援事業所「アゼリア」「コンパス」を開設しています。

### 現状と課題

本人や家族からひきこもりに関する相談等があった場合には、個々の状況に応じて、関係機関やひきこもり保護者会等と連携を図りながら、必要な支援につなげています。今後は、様々な事例の蓄積を通じて、より迅速かつ適切な支援につなげられるよう、関係機関等との連携をさらに強化していく必要があります。

ひきこもり当事者の方の中には、様々な要因により精神的な疾患を抱えている場合もあるため、精神科医師や保健師による早期の相談・診断・治療につなげていくため、相談しやすい窓口の整備等に取り組んでいく必要があります。



## 今後の方向性

ひきこもり支援の推進に当たっては、当事者本人に直接アプローチするまでに時間を要することから、誰もが気軽に相談できる窓口の周知を行っていきます。

ひきこもり当事者をはじめとする、困りごとを抱えながらも相談機関への相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、必要に応じてアウトリーチ等を行いながら信頼関係を構築し、継続的、かつ、きめ細やかな支援を行うとともに、支援へ円滑につなげる体制を整備していきます。

何らかの要因で、中途退学した方や、働くことに悩みを抱える方、家族以外との接触ができなくなった方に対し、家族との信頼関係を築きながら、様々な機関と連携し、再び社会の一員として自立できるよう、個別の状況に応じた支援を行っていきます。

社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まえながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。



## (4) 権利擁護の推進(荒川区成年後見制度利用促進基本計画)

### 権利擁護に関する総合的な取組

#### 【権利擁護支援】とは

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動のことです。

地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤です。

[出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「持続可能な権利擁護支援モデル事業」説明会資料]

#### 主な取組

事業名等	内容
福祉サービスの苦情、権利擁護相談	福祉サービスの利用に関するトラブル・苦情や疑問のほか、認知症のある人や知的障がい、精神障がいのある方等の権利侵害の相談に対応しています。
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	認知症のある人や物忘れの多い高齢者、知的障がいや精神障がいのある方が、適切な福祉サービスを選択し、利用するための諸手続や日常の金銭管理などの支援を行っています。
単身高齢者等総合相談支援事業(再掲)	家族や親族がおらず、又は家族や親族がいてもそれらの方から必要な支援を受けることができない高齢者等が日常生活を送る上で将来に生じることが想定される医療、福祉等に関する諸問題に関し、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行っています。



事業名等	内容
虐待等の防止対策の推進	関係機関と連携して虐待事案の早期の把握に努め、養護者等による虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者や障がい者、子ども等の迅速かつ適切な保護及び養護者等に対する適切な支援を行っています。
子どもの権利条例(再掲)	区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を令和5(2023)年に制定し、相談窓口の開設、「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発など、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。
あらかわ子どもほっとらいん	子どもの権利侵害(学校や家庭での困りごと等)の相談を、電話やメール、チャット(LINE)で受け付けています。相談には、弁護士や臨床心理士の資格を持った「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決を手助けしています。
配偶者暴力相談支援センター	電話や来所による相談を受け、DVに関することや被害者への支援について情報提供し、関係機関へ連携することによって、相談から被害者等の安全確保、自立に至るまでの支援を行っています。

表中の の付いた取組は、区や都からの委託等により、あんしんサポートあらかわが実施しているものです。

### 現状と課題

高齢者や障がい者の虐待の相談があった場合、事実確認、対応方針会議、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要な対応を行っています。特に、家族や施設職員等の虐待者と生活をしていくことに危険が伴う場合は、被虐待者を緊急一時施設で保護する等の対応をとっています。また、緊急に医療が必要な場合は、契約病院での医療保護を行っています。



平成28(2016)年4月の障害者差別解消法施行により、区では「障がい者虐待防止・差別解消センター」を設けて虐待や差別に関する相談を受け付けています。また、障害者基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待や差別解消等の各種研修会を実施しています。

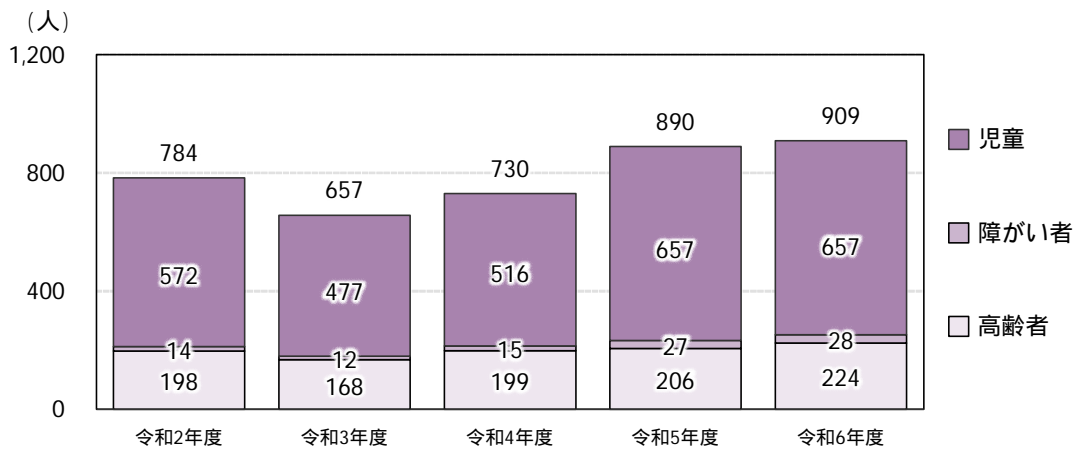
認知症のある人や知的障がい者、精神障がい者のうち御自身で十分な判断をすることができない方に対しては、福祉サービス利用援助事業を通じて、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要な書類の預かり等の支援を行っています。

家庭内や施設等における虐待は、外部からは気付きにくいいため、発見が遅れてしまう場合があります。また、虐待している側に虐待の認識がない場合や、周囲の住民等が虐待に気づいても、通報する義務があることを知らないなど、虐待に対する理解が不十分な状況が見受けられます。

（荒川区における虐待相談件数の推移）

○虐待相談件数は、増加傾向にあります。また、類型については、児童虐待についての相談件数が全体の7割を超えています。

虐待相談件数の推移



年	高齢者	障がい者	児童	合計
令和2年度	198	14	572	784
令和3年度	168	12	477	657
令和4年度	199	15	516	730
令和5年度	206	27	657	890
令和6年度	224	28	657	909



## 今後の方向性

- 権利侵害に関する諸課題については、関連する事務事業の実施等を通じて、広く意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知徹底を図り、差別解消や暴力・虐待防止等に向けた取組を推進していきます。

「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」等を通じて、DVの防止に関する啓発、DVに関する相談、被害者の支援等を総合的に推進していきます。

外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するため、啓発等の取組を推進します。また、被害を受けた際の相談窓口の周知とともに、配偶者暴力相談支援地域協議会を構成する関係機関等との連携により、相談支援をはじめとするきめ細やかな被害者支援を行っていきます。

あんしんサポートあらかわで実施している福祉サービス利用援助事業をはじめ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などとの連携を図り、必要な場合には成年後見制度につなげることで権利擁護を推進していきます。

成年後見制度や障がい者虐待防止・差別解消センター等に関する周知とともに、虐待の種類や虐待が疑われる場合の通報について介護支援専門員や障害福祉サービス事業所等を対象とした研修を行うなど、地域住民や関係機関への啓発等により、虐待等の早期発見、早期対応の取組を推進していきます。そして、迅速かつ適切な対応が行えるよう関係機関等との協力体制の強化を図っていきます。

子どもへの虐待等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠であり、今後の人権啓発事業においては、「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。



## 成年後見制度の利用促進

### 【成年後見制度】とは

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になった後に、成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、十分な判断能力を有するうちにあらかじめ本人と本人が選んだ後見人との契約で決めておく「任意後見制度」があります。

また、「法定後見制度」については、本人の判断能力の程度に応じて、以下の三つの類型が用意されています。

- ・ 後見 判断能力がほとんどない方（日常的な買い物も本人ではできません。）
- ・ 保佐 判断能力が著しく不十分な方（重要な法律行為はできません。）
- ・ 補助 判断能力が不十分な方（重要な財産行為は誰かに援助してもらう必要があります。）

### 国の動向等

国は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成28（2016）年5月に施行した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29（2017）年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和4（2022）年3月に策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。同法では、区市町村が国の計画を勘案し、区市町村計画を定めるよう努めることを求めています。



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画説明資料



## 主な取組

事業名等	内容
成年後見制度の利用相談	成年後見の利用を考えている方に、申立手続等の説明を行うとともに、制度を利用する方については、社会福祉士会や司法書士会、弁護士会へつないでいます。
成年後見制度に関する周知及び啓発	「後見」「保佐」「補助」のそれぞれの違いなど成年後見制度の概要やメリットなどを、パンフレットの作成や講座の開催等を通じて分かりやすく周知しています。
成年後見申立費用・報酬助成	成年後見の申立費用や、後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方に対し、一定の条件の下で費用助成を行っています。
区長による成年後見の申立	親族がない等の理由で申立てが困難な場合は区長による申立を行っています。

表中の の付いた取組は、区や都からの委託等により、あんしんサポートあらかわが実施しているものです。

## 現状と課題

判断能力が低下する前の段階においても、本人の意向等を踏まえて、将来的な成年後見制度の利用につなげていけるよう、支援を行っていく必要があります。福祉の窓口以外においても、成年後見制度を必要とする方を把握し、成年後見の窓口につなぐ体制を整備していく必要があります。

手続等の関係上、実際に後見人が就くまでに数か月の時間を要することがあり、開始されるまでの間も支援を行う必要があります。

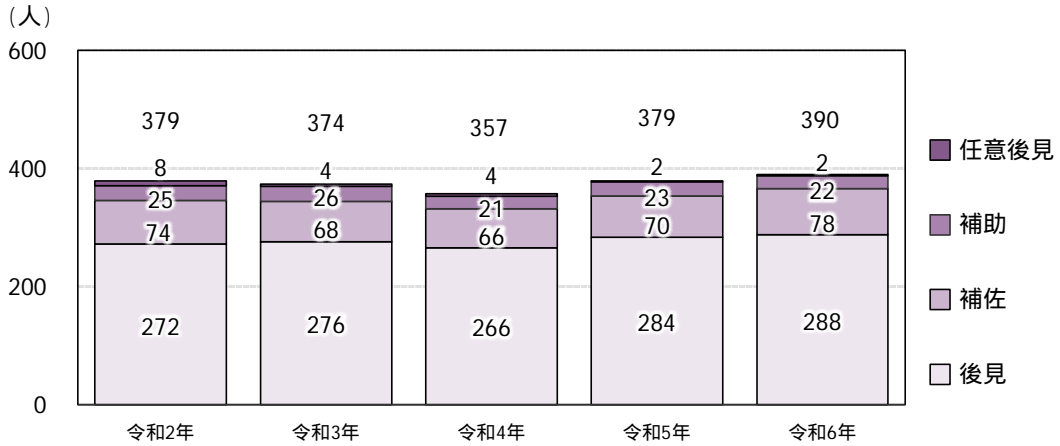
制度の利用が始まってからも、類型の見直し等適切な対応が行われるよう後見人へのサポートを行うなど、関係機関がネットワークをつくり、支援していく体制が必要です。



（荒川区における成年後見制度の利用実績）

○成年後見制度の利用者数は、増加傾向にあります。また、類型については、後見が全体の7割を超えています。

成年後見制度利用者数の推移



出典：東京家庭裁判所資料

成年後見関係申立件数の推移

(件)

年	後見	補佐	補助	任意後見監督人選任	合計
令和2年	46	14	5	2	67
令和3年	50	9	5	3	67
令和4年	52	11	0	2	65
令和5年	79	17	3	0	99
令和6年	69	17	3	1	90

出典：東京家庭裁判所資料



## 今後の方向性

### 地域連携ネットワークづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組みを構築していきます。

### 地域連携ネットワークの役割

権利擁護支援の必要な人の把握・支援

早期の段階からの相談・対応体制の整備

意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

このネットワークは、日常的に本人を見守る「チーム」、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームに対し必要な支援を行う「協議会」、ネットワークのコーディネートを担当する「中核機関」で構成されます。

#### 〈権利擁護支援チーム〉

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や嗜好、価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

#### 〈成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会〉

協議会は、法律・福祉の専門職団体や関係機関が権利擁護支援チームに対し必要な支援を行えるよう相互の連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。

#### 〈中核機関〉

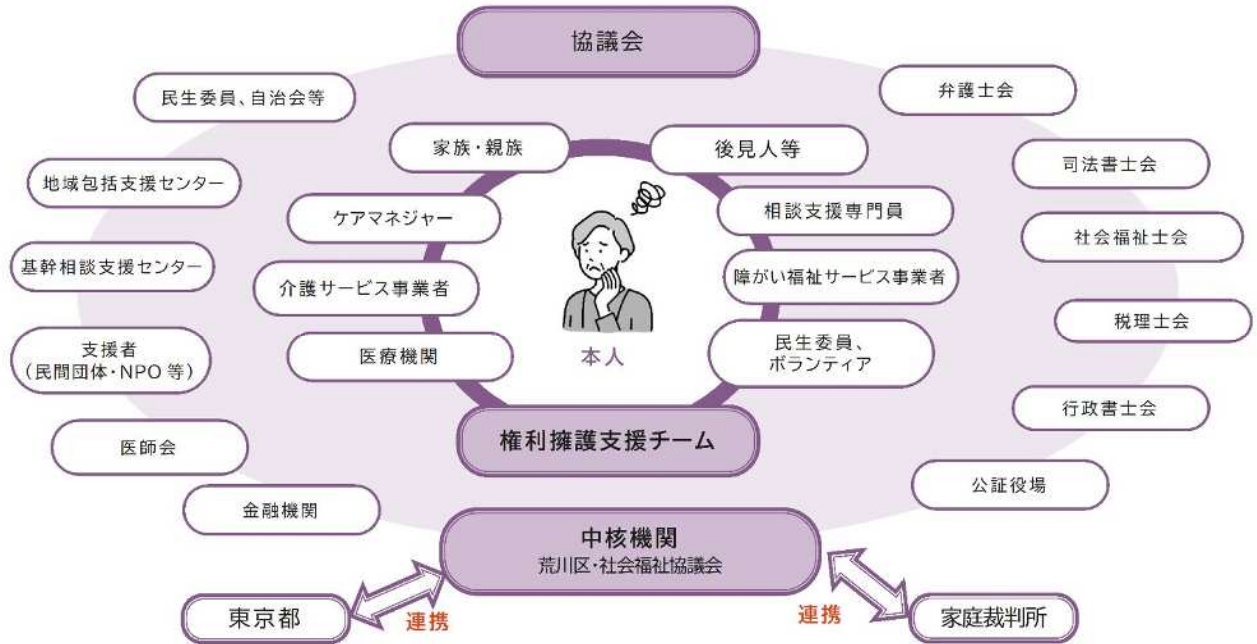
地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関で、以下の役割を担っています。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

区においては、区とあんしんサポートあらかわとが連携して、この中核機関の役割を担っています。



## 地域連携ネットワーク(イメージ図)



### 成年後見制度の理解促進のための周知・啓発

成年後見制度の正しい理解と周知・啓発のために、より分かりやすい成年後見制度のパンフレットを作成するとともに、司法書士や社会福祉士による成年後見制度に関する説明会や地域に出向いて行う出張講座の開催、成年後見制度利用に必要な費用・手続に関する情報提供を積極的に行い、利用促進を図っていきます。

### 相談窓口の充実

判断能力が低下した高齢者や障がいのある方が地域での生活を継続していけるよう、各地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターで権利擁護支援に関する相談や情報提供を行い、適切な機関につなげるとともに、成年後見制度に関する相談や福祉サービス利用援助事業の利用については、あんしんサポートあらかわが相談窓口となり、司法書士による成年後見制度相談会を行う等相談窓口の充実を図っていきます。

### 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度であり、本制度のメリットを区民に周知し、その利用の促進を図っていきます。



### 成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進

判断能力が不十分な方の本人の意思、特性、生活状況等に合わせて後見人等を選任・交代できるようにするため、多様な後見人等の担い手の確保・育成等が求められています。成年後見制度が必要な高齢者等を地域で支える仕組みとして、社会貢献型後見人(市民後見人)の確保・育成のための養成講座の実施について検討を進めるとともに、親族後見人も含めた市民後見活動を推進していきます。加えて、あんしんサポートあらかわで実施している法人後見についても拡充を図っていきます。



## (5) 災害時要配慮者対策の推進

### 主な取組

事業名等	内容
避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	自ら避難することが困難で支援が必要な方（避難行動要支援者）を名簿化し、その方の避難計画を作成し、本人同意の下、避難支援等関係者との情報共有を通じて、避難の安全確保に取り組んでいます。
福祉避難所の開設訓練の実施	福祉避難所の施設管理者である社会福祉法人等と連携して福祉避難所の開設訓練を実施し、要配慮者の避難時の支援体制等について検討を進めています。
介護職員等宿舎借り上げ支援事業	地域密着型サービス 事業所に勤務する介護職員等の宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、平時及び災害時の介護の担い手の確保・定着を図っています。

### 現状と課題

避難行動要支援者に対し、災害時における避難援助、安否確認等を円滑に行うことができるよう、避難先や避難方法、避難支援者等を個々に定める個別避難計画の作成を進めていますが、未作成の方も一定数おり、今後も作成の勧奨を行っていく必要があります。

災害時における避難支援を円滑に行うことができるよう、関係機関等が避難行動要支援者の暮らしの状況等を日頃から認識しておく必要があります。

福祉避難所の運営については、停電の発生や建物の損傷など不測の事態も想定した体制等を整備する必要があります。

災害時においても、要配慮者が必要な介護サービスを受けられる体制を維持するため、介護サービス事業所における事業継続計画（BCP）の充実や、災害時にも参集できる職員の確保が課題となっています。

災害発生時には、平時から福祉的支援が必要な方に加えて、被災により孤立、困窮、虐待などが顕在化することがあります。子どもから高齢者まで、一人一人のニーズに合った福祉的支援が行える体制を整える必要があります。



## 今後の方向性

個別避難計画については、作成が必要な方には個々に丁寧な説明を行い、計画の重要性を理解していただく取組を推進し、作成者を増やしていきます。

関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。

災害関連死の予防の観点からも、包括的な支援体制の枠組みを活用し、平時から全庁で緊密に連携を図りながら災害ケースマネジメントの実施体制を整備し、民間支援団体等の協力も得て、災害時においても一人一人のニーズに合った福祉的支援が行える体制を構築していきます。

様々な被害を想定した当事者を交えた福祉避難所の開設訓練等の実施を通じて、支援体制の整備や必要な物資の備蓄について検討を進めていきます。

災害時にも必要な介護サービスが提供できるよう、介護サービス事業者に対する事業継続計画（BCP）の充実のための支援を継続するとともに、災害時の協力体制について平時から連携を図っていきます。



## 基本方針3 地域福祉を支える基盤づくり

### (1) 福祉人材の確保・定着・育成

#### 主な取組

事業名等	内容
福祉のしごと相談・面接会	介護事業者や保育事業者に求人活動の機会を提供し、福祉や保育職場の人材確保の支援を行っています。
介護サービス事業所・職員に関する人材育成事業	介護サービス事業所の職員を対象に、現場の課題などに対応した多様なテーマの研修を区が実施することで、事業所内での人材育成の支援を行っています。また、初任者研修や実務者研修の受講料を事業者に補助することで、職員の資格取得を支援し、専門性の向上を図っています。
介護職員等宿舎借り上げ支援事業(再掲)	地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等の宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、平時及び災害時の介護の担い手の確保・定着を図っています。
障がい者サービスに関する人材確保・育成事業	指定特定相談支援事業所に対して、新規事業所の開設及び新規雇用に要する経費の一部を補助することで、相談支援専門員の人材確保の支援を行っています。また、障がい者の同行援護、行動援護及び移動支援の従事に必要な資格取得に係る費用を補助することで、ガイドヘルパーの人材確保と障がい者の外出支援の充実を図っています。
保育士等に関する人材育成事業	区内の公私立保育施設等に対し、保育の質の向上に向けた様々なテーマでの研修を区として実施し、区内で勤務する保育士等の育成を支援しています。



事業名等	内容
保育士等に関する人材確保事業	奨学金を利用して保育士資格等を取得後、区内の私立保育施設等で勤務する保育士等に対して、採用後5年間、奨学金の返済に要する費用の一部を補助することで、保育士の人材確保の支援を行っています。

### 現状と課題

要介護者の増加、虐待対応、保育の質のさらなる向上等、福祉サービスが必要となる状況が近年増加しており、サービスの継続や強化をするためには、人材の確保と定着、後進の育成が大きな課題となっています。また、障がい福祉の分野においては、利用計画を作成する相談支援専門員や、外出支援を行うガイドヘルパーの増員が急務となっています。

福祉サービスの利用者のニーズが多様化する中、サービスの質の向上を図るため、様々な研修や支援事業を実施していますが、社会情勢に合わせた効果的な研修等を実施し、従事職員のスキルアップに向けた支援を行っていく必要があります。

近年の福祉の現場では、利用者等からのハラスメントの問題も顕在化しており、従事者が安心してサービスを提供できる環境づくりを支援していく必要があります。

### 今後の方向性

福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることの周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。

ゲートキーパー研修等福祉関係者だけでなく一般の方を対象とした研修についても広く実施し、より多くの区民の方に福祉に関する理解を深めてもらえる機会を提供していきます。

人材の確保や定着・育成に向けて、事業者との意見交換会を定期的を開催する等現場の声を聞き取り、区の支援策に適切に反映していきます。

地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等と区が連携して、事業者への助言、研修等の実施し、事業者の体制強化や安全な職場環境の整備、後進の育成等を支援していきます。



## (2) 福祉サービスの質の向上

### 主な取組

事業名等	内容
福祉サービス第三者評価	提供される福祉サービスの質について、第三者機関による専門的かつ客観的な評価を行い、その結果を公表しています。また、民間事業者に対しては、第三者評価の受審費用の補助を行っています。
社会福祉法人指導監査	福祉サービスを提供する社会福祉法人の運営が適正に行われるよう、定期的に指導監査を行い、その結果を踏まえた助言・指導を行っています。
福祉サービス指導監査	福祉サービス事業者が提供するサービス内容の質の確保と給付費等に係る費用等の支給が適正に行われるよう、定期的な実地指導・監査を実施し、その結果を踏まえた助言・指導を行っています。
地域ケア会議(再掲)	高齢者の介護予防等における個別の課題から、地域ごとの課題等について、行政と地域がそれぞれの役割の中でできる支援を検討・創出し、課題の解決に向けて取り組んでいます。

### 現状と課題

福祉サービスが多様化していくなか、利用者がそれぞれのサービスについて正しく知り、適切な選択ができるよう、事業者の自主的な第三者評価の受審を勧奨し、受審率の向上につなげていく必要があります。

福祉サービスを提供する事業者は、法令や国の通知等に則って事業運営、利用者支援、給付費等の請求を行わなければなりません。法令や通知の改正等も度々ある中、その複雑な制度内容等を理解しないまま事業運営等が行われている場合が散見されています。



地域ケア会議(個別)では、多職種による個別ケースへの対応検討や助言を通じ、地域の介護支援専門員の質の向上を図っています。また、地域ケア会議(テーマ別)では、個別ケースから地域ニーズやサービスの課題を抽出し、予防的観点も含めた具体的対応策の検討を行っています。介護負担の軽減を図りながら高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、地域住民が主体となって介護予防に取り組むことができる地域づくりが重要となっており、行政と地域が連携し、課題の共有や具体的解決策の検討を行っていく必要があります。

### 今後の方向性

福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るため、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。

福祉サービスの質の確保と給付費等の請求の適正化を図るため、指導監査結果を踏まえた助言・指導の他、集団指導等を充実させていくことで、事業に携わる関係者の運営基準等に対する理解を促進していきます。

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上及びネットワークの構築のために、多くの専門職種に対し圏域会議への参加を促すとともに、会議をより活性化させるため、介護予防の様式や考え方について、介護事業者等と検討を進めていきます。



### (3) デジタル技術の活用等

#### 主な取組

事業名等	内容
タブレット端末を活用した遠隔手話通訳等	障害者福祉課の窓口等に、遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置し、聴覚、言語、音声機能等の障がいがある方のコミュニケーションを支援しています。
スマホ活用講座	老人福祉センター等において、高齢者を対象としたスマートフォン・タブレット講座や相談会を、オンラインにより実施し、機器の操作方法や利便性の周知を図ることを通じて、高齢者の社会参加や、家族・友人間の交流の促進を図っています。
ケアプラン データ連携システム導入支援事業	介護現場の業務負担軽減と生産性向上が期待されているケアプラン データ連携システムについて、導入から活用までの支援を行っています。

#### 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行後、日常生活の中でのデジタル技術の活用が急速に進みましたが、高齢者をはじめ、それを活用できない方が取り残されないよう、きめ細やかな支援が求められます。

福祉人材の不足への対応策の一つとして、福祉職場におけるデジタル技術の活用が注目され、徐々に活用する事業者等が増えてきていますが、さらに導入が促進されるよう、支援を充実させていく必要があります。

#### 今後の方向性

誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めていきます。

福祉職場での日常業務の負担軽減や離職防止、定着率の向上が図られるよう、見守り機器やタブレット端末、インカム等のICT 機器やデジタル技術の導入による業務の効率化や情報の共有化等のメリットを多くの関係者に周知し、利用の促進を図っていきます。



#### (4) バリアフリーの推進

##### 主な取組

事業名等	内容
心のバリアフリーの推進	様々な障がいに関する理解「心のバリアフリー」の促進に向けて、バリアフリー講演会の開催のほか、区立小中学校での道徳教育や荒川区社会福祉協議会と連携した出前授業等を実施しています。
障がい者差別解消講演会	障害者差別解消法が改正され、障がいのある方の社会参加に際し、社会における障壁を取り除くため、事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されました。区では、事業者等を対象に、障害者基幹相談支援センターによる講演会を実施しています。
コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を支援しています。また、視覚障がい者や言語障がい者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者や失語症支援者の派遣を行っています。
ユニバーサルウォーク	街の中に存在するバリアへの気付きや、多様な特性への理解を深めてもらえるよう、子どもから高齢者まで、また、障がいのある方もない方も一緒に交流しながら、街の中の防災に関するポイントなどを巡るウォークラリーを開催しています。
荒川区バリアフリー基本構想における特定事業	荒川区バリアフリー基本構想においては、区内の4地区を重点整備地区に指定し、区をはじめとする公共施設の管理者及び公共性が高い民間施設の管理者が、バリアフリー化を推進する特定事業計画を設定し、その進捗状況を管理、評価しています。

表中の の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです。



## 現状と課題

バリアフリーに関する様々な啓発活動を実施していますが、雇用や住居の確保、社会参画などの場面において、当事者が無理解な対応を受けることが依然としてあり、啓発活動をさらに充実させていく必要があります。

荒川区手話言語条例を制定し、手話の普及や利用促進等に取り組んでいますが、今後は障がい者による情報の取得や利用、意思疎通が円滑に行われるよう、さらなる環境の整備が求められます。

街の中に存在するバリアを自分ごととして感じることができるよう、障がいのある方もない方も一緒に参加できるような事業等を開催し、その理解を促進していく必要があります。

区立施設については、新設や改修の際にバリアフリー化を積極的に進めています。加えて、道路や民間施設等のバリアフリー化については、特定事業計画に沿って進捗管理を行いながら改善を図っていますが、抜本的な解決が困難な場合もあるため、バリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには「気付き」の醸成につながるソフト面の「心のバリアフリー」の推進が求められています。

## 今後の方向性

高齢者や障がい者の方々が日常生活を送る中で感じる困難さや制約について、障がいのある方への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の理解を踏まえながら、気付き、支え合える「心のバリアフリー」を、学校や関係機関と連携して推進していきます。

荒川区社会福祉協議会等と連携して、事業の内容等を工夫し、様々な特性を持った方が一緒に参加できるような事業等の実施に取り組んでいきます。

「荒川区バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが移動しやすい街づくりをさらに推進するとともに、定期的な実施される住民検討委員会を通じて、事業の見直しや改善に取り組んでいきます。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。



### 【心のバリアフリー】とは

様々な人々の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手等が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受ける人がいます。

私たちがそのことに気付くことが、「心のバリアフリー」の第一歩です。

障害のある人は、常に支援が必要だと思っていないでしょうか。また、いつも支援を受ける側であり、支援をする側にはならないと思っていないでしょうか。

意識の中にこうした偏見や思い込みがあることで、人々の行動やまちの環境にバリアが作り出されます。

バリアをなくすためには、私たちの意識を改め、そのことを行動で示すことが必要です。

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、そのために必要な行動を続けることが「心のバリアフリー」です。

出典：東京都「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック

### 【障害の社会モデル】とは

「障がい＝バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障がいがいまわって作り出されているものであるという考え方を「障害の社会モデル」といいます。

これに対して、障がいは個人の心身機能の障がいによるものであるという考え方（障がい者が何らかの困り事を抱えているときに、その当事者個人の心身機能が原因と捉え、個人的治療により問題解決を図っていくという考え方）を「障害の医学モデル（個人モデルとも呼ばれています）」といいます。

「障害の社会モデル」の考え方は、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されており、日本ではこれを2014年に批准しています。また、障害者差別解消法等においても、この考え方が取り入れられています。



## 資料編

### 1 パブリックコメントの実施結果

#### (1) 募集期間

令和7(2025)年12月1日(月)～同月26日(金) 計26日間

#### (2) 実施方法

地域福祉計画(素案)のパブリックコメントの実施について、令和7(2025)年12月1日発行の区報や区ホームページ、SNS(Facebook、X(旧Twitter)、LINE)により周知しました。

概要版及び本文を区役所福祉推進課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供しました。

○意見は、持参、郵送、FAX、電子メール及び区ホームページにて受け付けました。

#### (3) 意見提出数

7人(25件)

【提出区分内訳】

持参1名/2件、メール2名/10件、区ホームページ4名/13件

#### (4) 意見の取扱い

	新たに計画へ意見を反映する	3件
○	既に計画に記載	10件
	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件
	合 計	25件



(5) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
1	全般	ここ数年でマンションの建設が急増し、その人口増に保育園・医療・災害体制等のキャパシティが追いついておらず、これを解消するため、住宅政策と福祉政策を一体的に運用していただきたい。	区全体としては、就学前人口は減少傾向にあるものの、地域ごとに特徴があるため、それぞれの地域の動向を注視し、保育園の定員の見直しや、開発事業者へ保育施設設置の協力を求めるなどし、様々な保育ニーズに応えられるよう努めてまいります。 また、災害時、マンション居住者には在宅避難を推奨しており、防災対策の重要性及び資器材や日用品等の備蓄啓発、エレベーターの耐震化等の支援に取り組んでまいります。 あわせて、災害時に配慮が必要な方への医療や福祉の提供体制の整備を進めてまいります。		70～71 93～94
2	全般	医療・保育・住宅・行政運営など、日常生活の基盤となる部分を現状に合わせて整えることで、子育て世帯・現役世帯にとって安心して暮らせる地域になると思う。	本計画及び関連の各分野の計画を踏まえて、区民の皆様が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」の構築に向けて取り組んでまいります。		
3	全般	素案全体の「主な取組」が一項目でも多く実現達成されることを望む。			
4	全般	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 企業誘致に関しては、障害者雇用における税制優遇や、子育て世帯の雇用による補助金による支援、低所得層への起業支援などが考えられる。	企業誘致や、障がい者雇用における税制優遇、子育て世帯の雇用における補助金による支援等につきましては、国や東京都の施策等も活用しながら、事業者の方々とも情報交換や連携を図ってまいります。		67～69



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
5	重層的支援	高齢者や障がい者、子どもなどの各分野にまたがる「重層的支援体制整備事業」については、事業の評価や見直しの方法の大枠は、この計画の中で一定示しておくべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の今後の評価や見直しの方法の方向性について追記しました。		31
6	多文化共生	急増している外国人住民の窓口対応について、日本語が通じず、窓口の混雑や職員の負担の増大が見られるため、専用窓口の設置や、手続の予約制など、外国人が相手でも現場が無理なく対応できるような仕組の整備が必要と感じる。	現在窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービス等を導入しておりますが、体制の強化等さらなる改善に取り組んでまいります。		55～56
7	障がい者	「バリアフリーの推進」において、心のバリアフリーの文言が出てくるが、バリアフリーの推進には、「やさしさ」や「思いやり」といった心的なものではなく、行動の変容が求められるため、当該ページ以降の適切な個所に「障害の社会モデル」をキーワードとした記述を入れ、具体的な取組を進める旨を追記していただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、「バリアフリーの推進」に関する記載の今後の方向性の文中に、「障害の社会モデルの理解」に関する文言を追記しました。		100～102
8	障がい者	現在のグループホーム制度では終の住みかとならず、重度障がい児者の親亡き後の不安があるが、今後設立されるグループホームの制度はどのようなものになるのか。	現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。		59～61 67～69



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
9	障がい者	令和11年に開設予定の重度グループホームが、ショートステイ、トワイライトサービスを兼ね備え、強度行動障害にも対応できる施設となるよう願っている。また、軽度グループホームも足りているわけではないため開設への援助を願いたい。	現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。また、軽度のグループホームについても、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進してまいります。		59～61 67～69
10	障がい者	ペアレントメンターや相談員として伺った相談が、なかなか区につなげるまでに至らないが、相談支援専門員もいるので、支援につながっているといいと思っている。	ペアレントメンターや障がい者相談員、相談支援専門員の皆様と緊密な連携を図りながら、障がい者やそのご家族に寄り添った支援を行ってまいります。		67～69 72～74
11	障がい者	ペアレントメンター等の研修もお願いしたい。	ペアレントメンター等の研修につきましては、関係団体との調整を含め検討してまいります。		67～69 72～74
12	障がい者	令和8年頃の成年後見制度に係る民法改正が可決された際には周知を願いたい。	今後の民法改正の動向を注視し、障がい者やそのご家族をはじめ、成年後見制度の利用が必要となる方々に、制度の利用等に関する情報を適切にお伝えしてまいります。		87～92
13	障がい者	成年後見制度は財産管理が主になり身上監護の部分が弱いように思えるため、何か方策があればと思う。	障がい者やそのご家族にとって、成年後見制度の利用がより有益なものとなるよう、制度に関する今後の民法改正の動向を注視するとともに、制度がより適切に運用されるよう、関係者への支援や情報提供に努めてまいります。		87～92



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
14	障がい者	成年後見の申告費用や報酬に対する助成制度の継続を願いたい。	成年後見制度を必要とする方に適切に利用していただけるよう、今後も必要な支援を行ってまいります。		87～92
15	障がい者	知的障がい者や高齢者を抱えている家族等について、保護者等の負担軽減の観点から、当事者のみではなく、その家族が関わる全ての機関とのケース会議の開催等ネットワーク化を願いたい。	障がい者や高齢者、ひとり親家庭など、複数の要因が関係する場合は、適宜関係課や関係機関と連携をして対応しております。また、さらに解決が困難なケースに備えて、現在、重層的支援体制の整備に向けた準備を進めております。		67～69
16	障がい者	知的障がい者の場合、心のバリアフリーの推進は難しいが、知的障がい者やその家族について社会に少しでも理解してもらうことが必要である。	知的障がいも含めた様々な障がいに関する理解の促進に向けて、差別解消講演会の開催などを通じ、学校なども含めた関係機関への啓発活動をさらに推進してまいります。		100～102
17	障がい者	本人の意思決定が重要と言われているが、親、支援者は当事者に良かれと誘導してしまいがちである。保護者への浸透には時間が必要とも思われ、当事者の思い通りにならない事もあるかもしれないが、当事者の意思をできるだけ尊重する社会になるよう願っている。	障がい者本人の意思決定や権利行使が尊重され、適切に行われるよう、障害者権利条約や障害者総合支援法の趣旨も踏まえ、関係機関や支援者と連携しながら、講演会や研修等のテーマに取り入れる等、ご本人、ご家族、支援者に対する、理解促進や啓発活動に取り組んでまいります。		83～86



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
18	子ども子育て	<p>区内には、初産の無痛分娩に対応できる産婦人科や産後ケア施設、365日対応の小児科がほぼ整備されていないため、有事の際には他区の施設を利用する必要があり、関係機関の設置、誘致等は喫緊の課題である。</p> <p>周産期・乳幼児医療体制は地域福祉の最重要領域であり、計画の中心課題と明記いただきたい。</p>	<p>無痛分娩や産後ケア施設に関する情報につきましては、妊婦面接・相談(ゆりかご面接)や電話相談等を通じて情報提供を行っており、今後も情報収集に努め、安心して妊娠出産が迎えられるよう、相談支援を行ってまいります。</p> <p>また、産後ケア施設の整備につきましては、「荒川区子ども・若者総合計画」に沿って、施設のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。</p> <p>小児医療につきましては、医師会こどもクリニックや輪番体制により365日の体制を整備しております。</p> <p>夜間の診療についても区内5か所の二次救急医療機関のほか、準夜間帯において、東京大学医学部附属病院や日本医科大学付属病院等との連携により、医師会こどもクリニックで小児初期救急医療を行っております。</p> <p>周産期や乳幼児に関する医療体制については、東京都や近隣区とともに、地域医療圏単位で検討を行っており、東京都保健医療計画等を踏まえて今後も検討を進めてまいります。</p>		70～71
19	子ども子育て	<p>計画案では高齢者施策の比率が高いが、区の持続可能性を長期的な視点で見た場合、現役世帯・子育て世帯に対する医療・保育・教育などの生活の土台への投資を強化すべきではないか。</p>	<p>子どもや若者、ひとり親家庭など若い世代の支援につきましても、「荒川区子ども・若者総合計画」などの関連計画との整合性を図りながら推進してまいります。</p>	○	44～45 70～71 75～76



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
20	子ども子育て	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。保育園やベビーシッター支援、教育環境の充実など子育て環境を整備することで、高所得の子育て世帯の転入が増え、それによる税の増収により、区民全体への福祉の充実へとつながる。	保育園や教育環境の充実など子育て環境の充実につきましては、本計画及び関連の各分野の計画等との整合性を図りながら推進してまいります。		70～71
21	子ども子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、食事提供のみでなく、学習、環境などの支援をする団体もあり、最近はそのような団体が子どもに直接的に効果を上げた支援を行っているケースが多い。そのため、「子どもの居場所・子ども食堂」の文言の後ろに「等」を追記して欲しい。	現状の「主な取組」に記載しております「子どもの居場所・子ども食堂への支援」に関しましては、様々な支援もあわせて実施する団体がありますことを認識しておりますが、本件で支援の対象としております事業は、「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」としてしておりますので、ご理解をいただければと存じます。		44～45 72～74
22	子ども子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、学習の支援に留まらず、「体験をする機会」を提供していくことで、広い視野を持つことができ、成長の過程で学習がより生きてくると感じている。そのため、団体の活動の説明文に「体験をする機会の提供」を追記して欲しい。	本計画における「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体の活動の説明文には、当該団体の主な活動を列記した形で「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」と記載しております。当該団体の皆様の様々な活動の全てを記載できてはおりませんが、「学習支援等」の「等」中には、ご意見にあります「体験をする機会の提供」についても含めて考えております。	○	44～45 72～74



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
23	子ども子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関する記載には、「関係団体同士の連携を強化する取組への支援」との文言があるが、「関係団体同士の連携」というフレーズが何を意味しているのか不明である。	「関係団体同士の連携」については、食事の提供や学習支援等「子どもの居場所づくり事業」に係る事業を実施していただいている団体同士の連携のことを指しており、区では、この連携の強化に資する団体の皆様の取組を支援することを通じて、子どもたちが気軽に相談できる環境を区内に整えてまいります。		44～45
24	子ども子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関して、「わか等と連携」とありますが、現状では「わか」の支援活動が効果的に広がっているとはあまり感じられず、連携先の記載に「わか」に加えて、「地域での子ども若者の支援活動」を追記して欲しい。	「子どもの居場所づくり事業」の連携先として「わか等」と記載しておりますが、この「等」には「地域での子ども若者の支援活動」も含めて考えております。また、「子どもの居場所づくり事業」において「わか」による支援の効果を感じていただけるよう、今後も様々な活動に取り組んでまいります。	○	44～45
25	子ども子育て	「あらかわ子ども応援ネットワーク」は、教育と福祉の混ざり合った支援を行っていることから、ネットワーク内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」・「大学」を追記して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」を追記しました。		50～51



## 2 計画の策定経過

### (1) 荒川区地域福祉計画策定委員会

開催年月日	議題
令和7(2025)年6月9日	荒川区地域福祉計画の骨子について
令和7(2025)年10月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係団体への意見聴取の結果について</li><li>・ 荒川区地域福祉計画素案について</li></ul>
令和8(2026)年1月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パブリックコメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)</li><li>・ 荒川区地域福祉計画(案)について</li></ul>

### (2) 荒川区地域福祉計画策定委員会幹事会

開催年月日	議題
令和7(2025)年7月8日	荒川区地域福祉計画の骨子について
令和7(2025)年9月10日	荒川区地域福祉計画の素案について
令和8(2026)年1月8日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パブリックコメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)</li><li>・ 荒川区地域福祉計画(案)について</li></ul>



### (3) 荒川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### 荒川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和7年4月1日制定  
(7荒福福第423号)  
(副区長決定)

#### (設置)

第1条 荒川区地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に係る検討を行うため、荒川区地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定等に関して区長が必要と認めること。

#### (組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

#### (委員長等)

第4条 委員長は、福祉部長の職にある者とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の内から委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者とする。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないと認めるときは、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (幹事会)

第6条 委員会の所掌事項に係る調査検討を行うため、委員会に幹事会を置くことができる。



- 2 幹事会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 幹事会について必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

委員長	福祉部長
委員	学識経験者
委員	関係団体代表者等
委員	総務企画部長
委員	区民生活部長
委員	地域文化スポーツ部長
委員	産業経済部長
委員	健康部長
委員	健康推進担当部長
委員	子ども家庭部長
委員	防災都市づくり部長
委員	土木担当部長
委員	教育部長

別表第2(第6条関係)

総務企画課長、区民課長、文化交流推進課長、  
産業振興課長、地域共生推進担当課長、  
高齢者福祉課長、介護保険課長、障害者福祉課長、  
生活衛生課長、健康推進課長、子育て支援課長、  
都市計画課長、マンション対策等担当課長、  
教育総務課長



#### (4) 荒川区地域福祉計画策定委員会委員名簿

##### 令和7年度 荒川区地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

		氏名	役職
1	委員長	堀 裕美子	福祉部長
2	委員 (学識経験者)	小林 法一	東京都立大学健康福祉学部 学部長 一般社団法人東京都作業療法士会 副会長
3	委員 (関係団体代表者等)	梅原 一彦	荒川区社会福祉協議会事務局長
4	委員	小堀 明美	総務企画部長
5	委員	上田 望	区民生活部長
6	委員	中野 猛	地域文化スポーツ部長
7	委員	小林 弘幸	産業経済部長
8	委員	辻 佳織	健康部長
9	委員	大森 重紀	健康推進担当部長
10	委員	本木 理恵子	子ども家庭部長
11	委員	松崎 保昌	防災都市づくり部長
12	委員	川原 宏一	土木担当部長
13	委員	菊池 秀幸	教育部長



### 3 用語解説

区分	用語	解説
A～Z	ACP	将来自身が病気になったり介護が必要になったりしたときに備え、これまでに大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者とともにあらかじめ考え、話し合うプロセスのこと。
	DV	配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力を指します。体力や経済力、社会的影響力などで優位な立場の人が弱い立場の人を力で支配し、自分の思い通りに相手を動かすためにふるわれる暴力のこと。
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
	荒川区民総幸福度(GAH)	区民の皆さんの幸福実感を測るための指標を作成し、それを測定・分析することで、皆さんの幸福実感が更に向上するような、より良い区政運営につなげていくもの
	荒川ころばん体操・ばん座位体操	区と東京都立大学が共同開発したオリジナルの体操。ころばん体操は、椅子を使って音楽に合わせ、無理なく楽しく体を動かすことで、足腰の筋力と柔軟性を高め、バランス能力や敏捷性を向上させ、転びにくい体づくりを目指します。 ばん座位体操は、椅子に座ったまま約10分間全身を動かすもので、誤嚥性肺炎やフレイル予防に効果的な呼吸・発声・全身運動が組み込まれています。
	医療的ケア児等地域コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。
	エンディングノート	将来の医療や福祉に関する希望とともに、御自身の情報を整理し、書き留めてもらうもの



区分	用語	解説
か行	共生型サービス	障がい者が65歳以上になっても同一事業所を継続利用できるようにすること等を目的に、介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を同一事業所において提供すること。
	ケアプラン(介護サービス計画)	介護保険においてサービスを利用するに当たり、本人の希望や状況に応じて、どのような介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決め、作成される介護サービスの計画
	ケアマネジメント	高齢者の要望や心身の状態を考え合わせ、保健・医療・福祉の多様なサービスを、迅速かつ効果的に提供するために調整すること。
	健康寿命(65歳健康寿命)	現在65歳の人々が、何らかの障がいのために要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障がいのために要介護認定を受けた年齢を平均的に表すものをいう。東京では、東京保健所長会方式で算出しており、それによると、荒川区の65歳健康寿命(要支援1以上)は、男性で80.63歳、女性で83.08歳(令和5(2023)年データ)である。
	高齢者みまもりステーション	区から委託を受けて、社会福祉士等の資格を持った相談員が、地域の高齢者に関する相談を受け付ける身近な相談窓口。相談員は、電話相談や、訪問して相談に応じるほか、介護や福祉に関するサービスの情報提供等を行う。また、緊急通報システムを活用し、システムの発報情報があった際は、必要に応じて対象者の状況を確認する。



区分	用語	解説
さ行	事業継続計画 (BCP)	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。令和3(2021)年度の介護保険制度の改正により、介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護施設・事業所における事業継続計画の作成が義務付けられた。
た行	ダブルケア	育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受けていること。
	地域密着型サービス	平成18(2006)年4月の介護保険法の改正に伴って導入され、要介護者等が住み慣れた地域において、生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスのこと。地域密着型サービスは、事業所の指定や指導監督を区市町村で行うため、原則として事業所のある区市町村在住の方が対象となる。(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護等)
	特定事業計画	特定事業(バリアフリー法で定める六つの主としてハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業)と、令和2(2020)年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業(教育啓発特定事業)のこと。)の実施に関する計画



区分	用語	解説
な行	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者を対象として、5～9人程度の小さなユニット(単位)で共同生活を送りながら、家庭的な環境や地域との交流の中で、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練等を提供するサービス
	認知症サポーター	キャラバン・メイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講した方。認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を温かく見守り、地域で支える応援者で、目印としてオレンジリングを着けている。
は行	8050問題	親が80代、子が50代を迎える中で孤立し、生活が立ち行かなくなる問題
	バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすること。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともその一つとして捉えられている。
は行	ビジネスケアラー	仕事をしながら家族等の介護に従事する方
	フレイル	日本老年学会が平成26(2014)年2月に決定し5月にプレスリリースされた概念で、加齢に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態であるが、適切な介護予防・健康づくりによってふたたび健常な状態に戻ることができる。 フレイルには、身体的側面(筋肉量減少、骨粗しょう症等)の他、精神的側面(うつや認知症等)や社会的側面(孤立化等)があり、それぞれ身体的フレイル、精神的フレイル、社会的フレイルという。さらに、近年、噛む、飲み込む等の歯と口の健康状態が健康寿命に大きく関与することが判明し、オーラルフレイルが加わった。



区分	用語	解説
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、大人に代わって日常的に行っている子ども
	要介護者	要介護状態(食事、入浴、排せつ等の日常生活における基本的な動作に助けが必要で、その状態が6か月にわたって続いており、常時介護が必要と見込まれる状態)にある65歳以上の人又は政令で定められた特定疾病(末期がん、脳血管疾患、アルツハイマー病、パーキンソン病、骨折に伴う骨粗鬆症、その他)が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人
	要介護(要支援)認定	区市町村による訪問調査(被保険者の状態や程度を調査)と、被保険者のかかりつけ医師による主治医意見書をもとに、どのくらいの介護が必要なのかを区市町村で判定すること。非該当、要支援(2段階)、要介護(5段階)、再審査のいずれかの結果が出る。

令和8年3月発行

登録番号(07)0134

荒川区地域福祉計画

編集・発行：荒川区福祉部福祉推進課

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03(3802)3111 内線2611